

# 欧州における記憶の政治

## —— 2019年欧州議会決議の分析 ——

福原優策

### はじめに

本稿は EU における共通の歴史認識を再構築する政治的アクターの試みの一事例として 2019 年に欧州議会が採択した欧州の記憶に関する決議を取り上げる。本稿はその決議案に強い影響力を行使したと考えられる中道右派及び保守派の欧州議会議員、特にその中でも記憶の政治の分野で影響力を行使する「記憶の起業家」としての議員、に着目しつつ決議過程を分析することにより、2019 年 7 月に発足した欧州議会で本決議が如何なる政治過程及び力学の下で採択されたのかを解明する。

2019 年 9 月 19 日に欧州議会は、「欧州の将来の為の欧州の記憶の重要性に関する決議」(European Parliament 2019/2819(RSP))<sup>(1)</sup> を賛成多数で採択した。この全 6 ページからなる決議は、20 世紀の欧州におけるナチス・ドイツ、共産主義体制及びその他の全体主義体制の犯罪を再確認し、その犠牲者を追悼した上で、その記憶の継承と悲劇を繰り返さない為の措置を EU 及び関係当局に呼びかけるものである。そもそも、本決議が扱っている欧州の歴史認識については欧州議会全体で議論・投票されること自体が稀である<sup>(2)</sup>。その上、本決議はモロトフ＝リッペンントロップ協定締結の 80 周年に採択されたことから、20 世紀の欧州の歴史について欧州議会が公的な認識を示したという意味で象徴的な公的文書である。

元来 EU の第二次世界大戦及び戦後の歴史認識は、絶対悪としてのナチズムの犯罪の告発とファシズムへの勝利、そして平和のプロジェクトとしての欧州共同体の創設・発展という西欧諸国の歴史観に基づき構成されてきた。2000 年代に新たに EU に加盟した中東欧諸国は、第二次世界大戦終結後、約半世紀間にわたりソ連による占領・抑圧を経験しているため、自国の歴史観を従来の EU の歴史観に織り込むための働きかけを EU レベルで行ってきた。その結果、近年の EU の歴史観は、ナチズムの責任だけでなくソ連共産主義体制の責任も問うという内容に変化してきている<sup>(3)</sup>。本稿で扱う同決議はその最新の事例である。

- 1 European Parliament, "European Parliament resolution of 19 September 2019 on the importance of European remembrance for the future of Europe (2019/2819(RSP))" [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2019-0021\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2019-0021_EN.pdf)]. (2024 年 5 月 15 日閲覧。以下、URL は特記以外 2024 年 5 月 15 日現在有効。)
- 2 2019 年決議以前に欧州の記憶の政治が欧州議会本会議で討論されたのは、2005 年及び 2009 年にそれぞれ決議が採択された時と 2008 年に宣言(欧州議会規則第 136 条(当時)に基づく written declaration。2016 年の規則改正で廃止された。)が採択された時のみ(詳細は後述)。
- 3 Maria Mälksoo, "Criminalizing Communism: Transnational Mnemopolitics in Europe," *International Political Sociology* 8, no. 1 (2014), pp. 82–99.

そもそも、EU の政策分野の中に「記憶の政治」という分野・項目は存在せず、基本的には第二次世界大戦やソ連共産主義体制の支配、ホロコースト等の歴史的出来事に関する記念日に合わせて欧州議会で議論が行われたり、EU 指導部が談話を発表したりする程度であった。EU 機関の中で記憶の政治関連の議論が最も盛んに行われてきたのが欧州議会であるが、過去 20 年間に欧州議会が採択した決議・文書のうち歴史認識を主題としているのは 12 件にすぎない<sup>(4)</sup>。このように記憶の政治は EU が扱う政策全般において中心的なテーマではない。しかし、2019 年 7 月に発足した欧州議会第 9 会期では、本稿が扱う決議が同年 9 月に議論・採択されたことを皮切りに記憶の政治に関する議論が再び活発化している。

2019 年の決議に特徴的なのは、1939 年 8 月にナチス・ドイツとソ連との間で締結されたモロトフ＝リッペントロップ協定及びその秘密議定書が第二次世界大戦の引き金になったと指摘した上で、現在のロシア政府による歴史認識の歪曲や偽情報の拡散を含む情報戦争等を強烈に非難しており、EU の歴史観の再構築の範疇を超えてロシア政府批判が展開されている点である。ロシア政府は本決議の採択に対して、莫大な犠牲を払いながらナチス・ドイツと戦い、ファシズムから欧州を解放したソ連をナチス・ドイツと並列に扱おうとする試みであると非難している<sup>(5)</sup>。2021 年 7 月には、ロシア国内で第二次世界大戦におけるソ連とナチス・ドイツの役割を同一視することや、ソ連による欧州のナチス・ドイツからの解放を否定することを禁止する法律が成立している<sup>(6)</sup>。

体制転換以降の中東欧地域では「記憶の政治」の激しい対立が繰り返されてきた<sup>(7)</sup>。中東欧地域はナチス・ドイツとスターリン主義という二つの全体主義体制が激突した場であり、これまでの EU レベルの歴史認識に関する議論においても、中東欧諸国出身議員はこの「二つの全体主義」の犠牲者性を全面に打ち出してきた<sup>(8)</sup>。しかし、これらの中東欧諸国においてソ連共産主義体制の支配に抵抗し、体制転換後には英雄として各国の国民史に描かれる

4 欧州議会第 6 会期 (2004 年～2009 年) から同第 9 会期 (2019 年～2024 年 1 月 1 日現在) に採択された法案・文書 (決議・宣言を含む)。法案・文書は以下の欧州議会のウェブページで確認 [https://www.europarl.europa.eu/RegistreWeb/home/welcome.htm?sessionId=5A6911476B79F6946424B-CD1E56FD006]、及び、[https://www.europarl.europa.eu/plenary/en/texts-adopted.html#sidesForm]。各年によって違いはあるものの、欧州議会本会議では年に約 100 件程度の決議 (RSP) が採択されている。

5 Интерфакс, 20.09.2019 [https://www.interfax.ru/world/677307]; Интерфакс, 11.12.2019 [https://www.interfax.ru/world/687610]。翌年 2020 年 6 月にはロシアのプーチン大統領が上記の歴史認識を含む決議を採択した欧州議会を批判する論考を米外交専門誌に寄稿している。Vladimir Putin, "The Real Lessons of the 75th Anniversary of World War II," *The National Interest* (2020) [https://nationalinterest.org/feature/vladimir-putin-real-lessons-75th-anniversary-world-war-ii-162982]。

6 Федеральный закон от 30.04.2021 г. № 119-ФЗ [http://www.kremlin.ru/acts/bank/46693]。当該法案修正部分は Статья 6。立石洋子が論じたように以前はロシアにおける歴史認識の議論には一定の努力が見られたものの、近年は、ロシアにおける人権侵害の監視を長年行ってきた人権団体メモリアルがロシア当局によって解散させられるなど再び統制が強まっている。立石洋子『スターリン時代の記憶：ソ連解体後ロシアの歴史認識論争』慶応義塾大学出版会、2020 年。

7 橋本伸也「中東欧・ロシアにおける歴史と記憶の政治化と紛争化」橋本伸也編『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題：ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤』ミネルヴァ書房、2017 年、1-15 頁。

8 Timothy Snyder, *Bloodlands: Europe between Hitler and Stalin* (New York: Basic Books, 2010)。

ようになった人々の中には、時にはナチス・ドイツの占領政策や反ユダヤ主義へ協力した者も存在する。このように体制転換後の中東欧地域は「記憶の政治」を構成する「犠牲者ナショナリズム」、体制転換後に英雄化された抵抗の歴史、そして、ホロコーストを絶対悪と見做す歴史観が対立し合う非常に複雑な歴史認識問題を抱えている<sup>(9)</sup>。

EU レベルでは 2009 年決議を最後に 2019 年まで歴史認識を主題とした決議は議論されなかったが、その間にも EU 加盟国レベル、ひいては世界レベルにおいて、歴史的出来事の謝罪による和解の進展やその逆に歴史的出来事の正当性を弁証することによる対立の激化という点で、公的な場における過去の取り扱い方が益々政治的重要性を帯びようになってきており、過去を巡る政治のあり方が新たな段階に突入している状況にあった<sup>(10)</sup>。

EU における欧州共通の歴史認識の議論・構築過程に関する先行研究において、Laure Neumayer は西欧諸国と 2004 年以降に EU に加盟した中東欧諸国の間に存在する異なる歴史観を欧州共通の一つの歴史観として再構築する政治的過程に積極的に影響力を行使する「記憶の起業家 (memory entrepreneurs)」として欧州議会議員に着目し、特に一部の中東欧諸国出身の「記憶の起業家」と見なされる議員が共産主義体制の犯罪を EU 共通の歴史認識に組み込む上で重要な役割を担ってきたことを指摘している<sup>(11)</sup>。しかし、Neumayer は 2019 年決議に関しては分析をしていない。他方、Davide Barile は 2019 年の決議が欧州統合の未来にどのような影響を与えるのか、という観点から分析を行っている<sup>(12)</sup>。Barile は欧州議会における本件の政治決定過程や本会議における欧州議会議員による公開議論についても概観しているが、これらの点は彼の議論の主題ではない。そのため、2019 年 7 月に発足した新たな欧州議会内の情勢を考慮に入れた上で、議会内において本件がどのような政治過程及び力学の下で採択されたのかに関する分析が不足している。

上記の先行研究の空白を埋める為、本稿では 2019 年決議の採択過程を分析することで、議会の如何なる勢力がどのような手法で決議の採択に影響力行使を試みたのかを解明する。2019 年決議が欧州議会においてどのような文脈で議論されたのかを把握するには、それまでの欧州の歴史の記憶に関する欧州の国際機関<sup>(13)</sup>での議論の理解が不可欠である。その為、本稿の前半部分では、本議論の前提となる欧州議会の基本的な役割を概観し、2019 年の決議に至るまでの欧州の国際機関における記憶の政治に関する主要議論の変遷を辿る。本稿の後半部分では、2019 年決議の政治的意思決定過程の分析を行う。その際、最終的に採択

9 中東欧諸国の歴史認識をめぐる問題に関しては以下参照。橋本編『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題』。また、以下の文献は世界各地の歴史認識問題を取りあげている。橋本伸也「はじめに：紛争化させられる過去」橋本伸也編『紛争化させられる過去：アジアとヨーロッパにおける歴史の政治化』岩波書店、2018 年。

10 橋本伸也「はじめに：紛争化させられる過去」橋本編『紛争化させられる過去』、v-x 頁。

11 Laure Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War* (New York: Routledge, 2019).

12 Davide Barile, "Memory and the integration. The European parliament's 2019 resolution on European remembrance as a case study," *Journal of European Integration* 43, no. 4 (2021), pp. 989-1004.

13 本稿では、欧州連合や欧州評議会、欧州人権裁判所などの主に欧州地域を中心とした国際機関を指す。

された決議にどの程度、各政治党派がそれぞれ作成した決議案が反映されたのか、そしてどのような議員がこれらの決議案作成を主導したのかに着目する。

本稿の結論として、欧州議会では決議の採択過程にあたって欧州人民党（EPP）党派及び欧州保守改革（ECR）党派という二つの政治党派が作成した原案の大部分が最終決議案に反映されたこと、そして、その政治過程において、中東欧出身の「記憶の起業家」議員が重要な役割を果たしたことを明らかにする。これら欧州議会議員の出身国における所属政党や政府の影響については本稿の対象を超える為にごく簡単に言及するに留める。

## 1. 欧州の歴史認識に関する欧州議会での議論

### 1-1. 欧州議会における歴史認識関連の議論

欧州議会は EU の立法を担う機関であり、その立法プロセスにおいては欧州委員会が提案した法案を審議し、採択もしくは否決する役割を担う<sup>(14)</sup>。欧州議会議員は各 EU 加盟国を代表して 5 年に 1 度の欧州議会選挙により選出される。2019 年 9 月 19 日時点で欧州議会には計 751 名<sup>(15)</sup>の欧州議会議員が所属していた。本稿で扱う決議は 2019 年 7 月 1 日から始まった欧州議会第 9 会期<sup>(16)</sup>で採択されたものである。

そもそも、EU 機関において「記憶の政治」という政策分野は存在せず、歴史の記憶関連のテーマが議論されることはあるものの、一般的には EU 政治指導部が様々な歴史的出来事の記念日談話を発表する程度である。そのような EU 機関にあって最も「記憶の政治」が活発に議論されてきた場が欧州議会であるが、その欧州議会をしても過去 20 年間に採択した決議・文書のうち歴史認識を主題として扱ったものは 12 案件のみである。

欧州議会第 9 会期が 2009 年の関連決議が討議・採択された欧州議会第 6 会期と大きく異なる点として議員構成が挙げられる。2019 年 5 月に行われた欧州議会選挙では新たに当選した欧州議会議員が全体の 61% を占めており、過半数の欧州議会議員が交代した<sup>(17)</sup>。第 6 会期中に歴史認識に関する議論を主導していた欧州議会議員の多くも同様に交代している。例えば、2009 年の決議（2009/2557(RSP)）の各政治党派の決議案を担当したラポルトゥール（法

---

14 欧州議会の歴史や制度については、以下を参照。Richard Corbett, Francis Jacobs and Darren Neville, *The European Parliament*, 2nd ed. (London: John Harper Publisher, 2016).

15 2019 年 9 月に本決議が投票・採択された時点で 751 議席（当時 3 名のカタルーニャ選出議員がスペイン政府から起訴されている関係で欧州議会への参加が認められていなかったため、実質的には 748 議席）。

16 欧州議会第 9 会期（英国の EU 離脱前）の各政治党派の国別議席数については以下参照。European Parliamentary Research Service [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/640146/EPRS\_BRI%282019%29640146\_EN.pdf].

17 European Parliament, “Constitution of the 9th Registration of the European Union (Press release)” [https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20190627IPR55404/constitution-of-the-9<sup>th</sup>-legislature-of-the-european-parliament]. 第 6 会期と第 9 会期の欧州規模政治党派の構成の比較については、以下を参照。European Parliament, “European election results” [https://www.europarl.europa.eu/election-results-2019/en/tools/comparative-tool/].

案担当議員)を見ても2019年9月の時点で残っているのは32名中4名のみである<sup>(18)</sup>。歴史認識関連の議論を扱う欧州議会の文化・教育委員会(CULT)の所属メンバーも大きく変化している上に<sup>(19)</sup>、歴史認識問題に積極的に取り組んでいた欧州議会の非公式グループ「欧州の歴史の和解(Reconciliation of European Histories)」も欧州議会第7会期をもって活動を停止している<sup>(20)</sup>。このように2009年の関連決議の作成や審議過程において主要な役割を担ったとされる欧州議会議員の多くは2019年の第9会期の時点では現役を退いている。

**表1：欧州議会における政治会派名の略語（本稿に登場する政党のみ）**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ The European People’s Party (EPP) Group: 欧州人民党会派（中道右派）</li> <li>・ The European People’s Party and European Democrats (EPP-ED) Group: 欧州人民党・欧州民主党会派（中道右派・保守派） 2009年に欧州人民党会派と欧州保守改革会派に分離。</li> <li>・ The Progressive Alliance of Socialists and Democrats (S&amp;D) Group: 社会民主進歩同盟会派(中道左派)</li> <li>・ The Party of European Socialists (PES) Group: 欧州社会主義会派（中道左派） 第9会期では社会民主進歩同盟会派へと名称を変更。</li> <li>・ Renew Europe Group: 欧州刷新会派（中道・リベラル）</li> <li>・ The Alliance of Liberals and Democrats for Europe (ALDE) Group: 欧州自由民主同盟会派（中道・リベラル） 第9会期では欧州刷新会派へと名称を変更。</li> <li>・ The Greens/European Free Alliance (Greens/EFA) Group: 緑の党・欧州自由連合会派（環境）</li> <li>・ The Identity and Democracy (ID) Group: アイデンティティとデモクラシー会派（極右・欧州懐疑派）</li> <li>・ Independence/Democracy (IND/DEM) Group: 独立・民主会派（欧州懐疑派） 2009年に解散。</li> <li>・ The European Conservatives and Reformists (ECR) Group: 欧州保守改革会派（保守派・穏健な欧州懐疑派）</li> <li>・ The United for Europe of the Nations (UEN) Group: 諸国民のヨーロッパ連合（保守派・欧州懐疑派） 2009年に解散し、一部議員は後の欧州自由民主同盟会派、及び、欧州保守改革会派に合流。</li> </ul>
--

18 欧州人民・欧州民主党(EPP-ED)会派では10名中1名、緑の党・欧州自由連合(Greens/EFA)会派では3名中0名、諸国民の欧州連合(UEN)会派では10名中3名、欧州自由民主同盟(ALDE)会派では2名中0名、PES会派では7名中0名となっている(EPP-ED会派案(European Parliament, “B6-0165/2009” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0165\_EN.html]); Greens/EFA会派案(European Parliament, “B6-0169/2009” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0169\_EN.html]); UEN会派案(European Parliament, “B6-0170/2009” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0170\_EN.html]); ALDE会派案(European Parliament, “B6-0171/2009” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0171\_EN.html]); PES会派案(European Parliament, “B6-0164/2009” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0164\_EN.html]))。

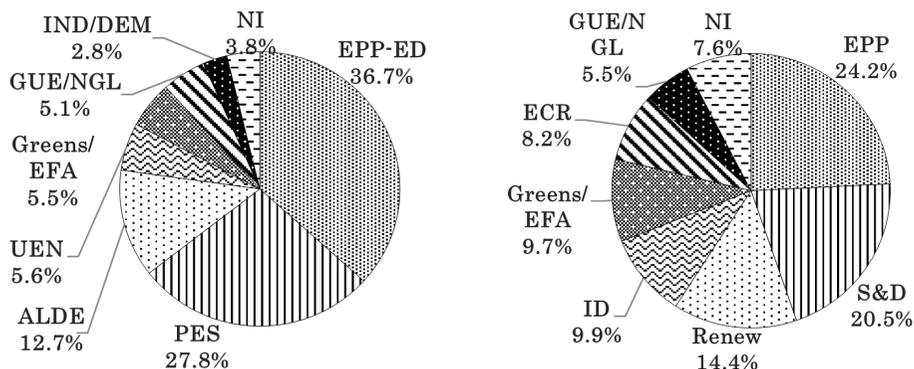
19 2004–2009年の欧州議会第6会期のCULT所属議員については以下のCULTのウェブページを参照[https://www.europarl.europa.eu/committees/en/archives/6/cult/members]。2019–2024年の第9会期のCULT所属議員については以下参照[https://www.europarl.europa.eu/committees/en/cult/home/members]。第6会期のCULT所属議員計78名(うちメンバー37名、サブ・メンバー41名)のうち75名が引退しており、第9会期で現役議員として活動している残り3名の議員のいずれも第9会期ではCULTに所属していない。

20 Reconciliation of European History [https://eureconciliation.wordpress.com/about/].

- The European United Left/Nordic Green Left (GUE/NGL) Group: 欧州統一左派・北方緑の左派同盟会派（極左・欧州懐疑派）
- Non-Inscrits (NI): 無所属

出典：Corbett et. al., *The European Parliament*. を参照し筆者作成

グラフ 1：欧州議会第 6 会期（左）及び第 7 会期（右）における議席配分



出典：第 6 会期（左）。European Parliament [<https://www.europarl.europa.eu/election-results-2019/en/tools/widget-country/2004-2009/outgoing-parliament/>]. 少数点第二位以下省略。各政治会派の議席数（2009 年 5 月時点）は、EPP-ED 288、PES 218、ALDE 100、UEN 44、Greens/EFA 43、GUE/NGL 40、IND/DEM 22、NI 30。第 7 会期（右）は、European Parliament [<https://www.europarl.europa.eu/election-results-2019/en/tools/widget-country/2019-2024/>]. 各政治会派の議席数（2019 年 7 月時点）は、EPP 182、S&D 154、Renew Europe 108、Greens/EFA 74、ID 73、ECR 62、GUE/NGL 41、NI 57。

議会内の政治会派については表 1 及びグラフ 1 にて本稿中で登場する政治会派一覧を紹介している。欧州議会内では政治思想が近い各国政党や議員が集まって政治会派を形成している<sup>(21)</sup>。欧州議会では特定の政治会派が政権与党を形成することはなく、各政治会派間の対話を重視する形で政治的運営が行われる為、議題毎に協力・対立する政治会派が異なる点が特徴的である。その中でも中道右派の EPP 会派（キリスト教民主主義系）、及び、中道左派の S&D 会派（社会民主主義系）が二大会派として長らく強い影響力を維持してきた<sup>(22)</sup>。

政治会派の勢力分布に関しては、2009 年決議が採択された第 6 会期末には中道右派の欧州人民党・欧州民主党（EPP-ED）会派<sup>(23)</sup>と中道左派の欧州社会主義（PES）会派を合わせれば議会全体の議席数の 64.5% となり、この 2 政治会派のみで法案審議過程を主導できる立場にあったのに対して、2019 年決議が採択された第 9 会期では中道右派の EPP 会派と中

21 通常、欧州レベルの政治会派はイデオロギーが比較的近い各国の政党が集まり形成されるが、国内政治では無所属の議員であっても欧州議会では特定の政治会派に参加する場合もある。政治会派の形成・種類については以下参照。Corbett et. al., *The European Parliament*, chap. 5.

22 Corbett et. al., *The European Parliament*, pp. 237–238.

23 2009 年 6 月に行われた欧州議会選挙後に議会内第一勢力であった中道右派の EPP-ED 会派が解消され、中道右派の欧州人民党（EPP）会派と保守派の欧州保守改革（ECR）会派に分裂した。

道左派の S&D 会派はそれぞれ議席数を大きく減らし、法案を通過させるには他会派との協力が不可欠な状況であった（グラフ 1）。このように第 6 会期と比べて第 9 会期では、それまで議院内で過半数を占めていた中道右派の EPP 会派と中道左派 S&D 会派の影響力が弱まり、これら政治勢力が法案を通過させるためには他会派と協力する必要性が増したといえる。

欧州議会が採択する決議には法的拘束力がないものの、欧州委員会が法案提出権を独占している EU にあって、欧州議会で議員が自由に自らの意見を表明する手段が決議である。法的な効力は持たずとも、より政治的なテーマについて欧州議会が主体的にメッセージを表明する手段として決議は重要な役割を果たしている<sup>(24)</sup>。決議採択の流れとしては、決議案を担当することになった欧州議会議員が中心となって決議案を起草し、その内容と関係のある委員会において討論及び修正の可否を含む決議案の投票が行われる。決議案が委員会で採択された場合、本会議での討議を経て、決議案に対する投票が行われ、賛成多数により最終文書として採択される<sup>(25)</sup>。本稿で扱う決議は RSP (resolutions on topical subjects) と呼ばれる種類の文書であり<sup>(26)</sup>、決議が採択された時点で一連の過程は完結する。

## 1-2. 2019 年の決議の概要

本決議は、1939 年にドイツ及びソ連がモロトフ＝リッベントロップ協定を締結してから 80 周年の節目に採択されている。2009 年に欧州議会が採択した同テーマの決議（2009/2557 (RSP)<sup>(27)</sup>）は、第二次世界大戦期及び大戦終結後の期間における犠牲者の追悼や歴史認識、その記憶の将来への継承について言及するのみで、簡潔で無難な内容となっている。これと比較して 2019 年の欧州議会決議の特徴として、次の二点を挙げることができる。

第一に、1939 年 8 月にナチス・ドイツとソ連との間で締結されたモロトフ＝リッベントロップ協定及びその秘密議定書が第二次世界大戦の引き金になったと指摘している点<sup>(28)</sup>や、共産主義体制の犯罪とナチス・ドイツの犯罪が同列に取り上げられている点<sup>(29)</sup>である。第二に、EU の歴史観の再構築の範疇を超えて、ロシア政府批判が展開されている点である。具体的には、ロシア国内の民主主義の状況への懸念、現在のロシア政府による過去の歴史認識の歪曲や偽情報の拡散を含む情報戦争等を非難する内容<sup>(30)</sup>が含まれている他、スターリン主

24 Amie Kreppel and Michael Webb, “European Parliament Resolutions: effective agenda setting or whistling into the wind?,” *Journal of European Integration* 41, no. 3 (2019), pp. 383–404.

25 元の決議案の内容に関する修正事項がある場合は、最終決議案の採択の前に、各修正事項に関してそれぞれ採択の可否を問う投票を行う。欧州議会の決議の詳細に関しては、欧州議会規則第 46、47、54、及び、143 条（第 9 会期）を参照 [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RULES-9-2019-07-02\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RULES-9-2019-07-02_EN.pdf)]。

26 欧州議会における決議を含む各種文書の種類の略語については以下参照。European Parliament, “The Plenary: a User’s Guide (revision 2019)” [[https://www.europarl.europa.eu/sed/doc/ext/manual/Plenary\\_guide\\_en.pdf](https://www.europarl.europa.eu/sed/doc/ext/manual/Plenary_guide_en.pdf)]。

27 European Parliament, “European Parliament resolution of 2 April 2009 on European conscience and totalitarianism (2009/2557(RSP))” [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-6-2009-0213\\_EN.pdf?redirect](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-6-2009-0213_EN.pdf?redirect)]。

28 European Parliament, “2019/2819(RSP),” paragraph B and 2.

29 European Parliament, “2019/2819(RSP),” paragraph G, I, 3 and 5.

30 European Parliament, “2019/2819(RSP),” paragraph 15.

義／共産主義体制やナチス・ドイツ、その他の独裁体制の犯罪を記憶することが、現代における外敵<sup>(31)</sup>からの脅威に対する欧州のレジリエンス構築に重要であると指摘している<sup>(32)</sup>。

### 1-3. 欧州の記憶の政治に関する先行研究：欧州の国際機関内の議論に着目して

欧州の記憶の創出はEUのアイデンティティ及び正当性と密接に関係した高度に政治化されたプロセスであると言われる<sup>(33)</sup>。欧州の国際機関における欧州共通の歴史認識の問題を扱った研究の多くは、欧州議会や欧州評議会（CoE）（特に欧州評議会議員会議（PACE）<sup>(34)</sup>）における決議や討議を対象としている。欧州議会及びPACEでの歴史認識に関する議論の比較<sup>(35)</sup>や複数の欧州の国際機関が歴史認識の議論に与える影響の分析<sup>(36)</sup>が行われている。

Philippe PerchocはPACEと欧州議会における歴史認識に関する議論の変遷を分析し、PACEや2004年の東欧拡大を果たして以降の欧州議会において主に中東欧諸国出身議員（その中でも特に、保守派の諸国民の欧州連合（UEN）会派所属議員）が自国の歴史観をEUレベルの歴史観に投影させる為に活動する様を捉えている<sup>(37)</sup>。NeumayerはPACEや欧州議会における決議の採択に加えて、欧州規模で活動する欧州規模政治会派やEUの閣僚理事会における議論も分析対象に加え、EU政治に特徴的な各機関の垣根を越えた国際的なネットワークの存在を考慮に入れながら、中東欧諸国の代表議員らが欧州の歴史認識をめぐる議論に関して重要な役割を果たしたことを指摘している<sup>(38)</sup>。そのうえで、これら議員が採用した戦略や彼ら/彼女らの要求が受け入れられやすい環境についての研究もなされている<sup>(39)</sup>。また、Oriane Calligaroは、1970年代に欧州議会が提案した文化遺産のコンセプトの普及に伴って

---

31 本決議の他の項目や本会議での討議を踏まえれば、この「外敵脅威」がロシアを含むことは明白である。

32 European Parliament, “2019/2819(RSP),” paragraph I and L.

33 Annabelle Littoz-Monnet, “The EU politics of remembrance: Can Europeans remember together?” *West European Politics* 35, no. 5 (2012), pp. 1182–1202.

34 PACEはCoEの諮問機関としての位置付けでありその決議に法的拘束力はないが、PACEにおける一連の議論はその後の欧州議会における歴史の認識に関する議論一般に影響を及ぼす決議の先駆けとなった。

35 Toms Rostoks, “Debating 20th Century History in Europe: The European Parliament and the Parliamentary Assembly of the Council of Europe Compared.” in Nils Muižnieks ed., *The Geopolitics of History in Latvian-Russian Relations* (Riga: Academic Press of the University of Latvia, 2011), pp. 191–219.

36 Annabelle Littoz-Monnet, “Explaining Policy Conflict across Institutional Venues: European Union Struggles over the Memory of the Holocaust,” *Journal of Common Market Studies* 51, no. 3 (2013), pp. 489–504.

37 Philippe Perchoc, “Un passé, deux assemblées: L’assemblée parlementaire du Conseil de l’Europe, le Parlement européen et l’interprétation de l’histoire (2004–2009),” *Revue d’études comparatives Est-Ouest* 3–4, no. 45 (2014), pp. 205–235.

38 Neumayer, “Integrating the Central European Past into a Common Narrative: The Mobilizations Around the ‘Crimes of Communism’ in the European Parliament,” *Journal of Contemporary European Studies* 23, no. 3 (2015), pp. 1–20.

39 Littoz-Monnet, “The EU politics of remembrance: Can Europeans remember together?”; Littoz-Monnet, “Explaining Policy Conflict across Institutional Venues: European Union Struggles over the Memory of the Holocaust”; Ana Milošević, “Back to the future, forward to the past: Croatian politics of memory in the European Parliament,” *Nationalities Papers* 45, no. 5 (2017), pp. 893–909.

過去が何かの象徴として利用される機会が増加し、欧州機関もその時々で共通の欧州を想起させる過去の象徴を利用してきた事から、欧州の記憶に関する言説もその時々 EU 政治の動向から影響を受けてきたと指摘している<sup>(40)</sup>。

2019 年決議は、共産主義体制の犯罪という言説を欧州共通の歴史の言説に取り込んだことが特徴である。このことは Maria Mälksoo によれば、中東欧諸国が EU レベルの場で自国が経験した共産主義体制による抑圧の歴史の承認を求めるという意味があるという<sup>(41)</sup>。言い換えれば、米英ソ連によって締結されたヤルタ協定が後のソ連による中東欧諸国の抑圧に繋がったという認識が中東欧諸国にはあり、従って自国のソ連による占領の歴史の一因は西欧諸国にあるという主張をも含んでいるのである<sup>(42)</sup>。

これらの研究は、欧州の国際機関が、欧州共通の歴史認識において共産主義体制の犯罪に対する一定の受容性を持つに至ったプロセスを明らかにした。他方で、Neumayer は分析手法の面では次の点について批判的検討を行っている。即ち、政治的アクターの欧州規模での影響力の有無や個人的経歴にも着目する必要があるという点や、1990 年代初頭に PACE において始まった共産主義体制の過去を扱った一連の議論を通史的に捉える必要があるという点、欧州議会や PACE といった複数の欧州の国際機関や欧州規模政治会派の間の繋がりにも着目する必要があるという点である<sup>(43)</sup>。Neumayer 自身はこれらの点を考慮し、PACE において 1992 年から始まった共産主義体制の過去を批判的に扱った一連の議論から欧州議会において 2009 年に採択された欧州共通の歴史認識に関する決議採択に至るまで、中東欧諸国出身の「記憶の起業家」である議員の動きに着目しつつ、欧州議会や PACE のみならず欧州規模政治会派や EU を構成する欧州理事会や閣僚理事会、欧州委員会における動き、更には、中東欧諸国内での動きを結びつけ、総合的に分析を行なった<sup>(44)</sup>。また、2009 年決議を最後に 2019 年決議が採択されるまでの間、欧州議会において関連決議が議論されなかった理由として、共産主義体制による抑圧・犯罪をナチス・ドイツによる犯罪に匹敵する歴史的出来事であり、ソ連が第二次世界大戦中・後に主に中東欧諸国で行った犯罪や抑圧もナチス・ドイツの戦争犯罪と等しく罰せられるべきと見做す中東欧諸国出身議員の主張が、当時の欧州議会内で確立されていた第二次世界大戦はナチス・ドイツに対する英米等の勝利であり、ソ連は多大な人的犠牲を払ってナチス・ドイツによる支配から欧州を解放したという西欧型の記憶と衝突し、議会内での支持が分極化したこと、そして、法案提案者が中東欧諸国出身の保守派議員で固まりがちであったために国やイデオロギーの違いを乗り越えた協力を得られなかったことを挙げている<sup>(45)</sup>。

40 Oriane Calligaro, “Legitimation Through Remembrance? The Changing Regimes of Historicity of European Integration,” *Journal of Contemporary European Studies* 23, no. 3 (2015), pp. 330–343.

41 Maria Mälksoo, *The Politics of Becoming European: A Study of Polish and Baltic Post-Cold War Security Imaginaries* (London: Routledge, 2010); Mälksoo, “Criminalizing Communism: Transnational Mnemopolitics in Europe.”

42 Mälksoo, *The Politics of Becoming European*, pp.93–95.

43 Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War*, pp.6–9.

44 Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War*.

45 Laure Neumayer, “Advocating for the cause of the “victims of Communism” in the European political space: memory entrepreneurs in interstitial fields,” *Nationalities Papers* 45, no. 6 (2017), pp. 992–1012.

しかし、こうした歴史観の違いを乗り越えて新たに採択に至った2019年決議については、Barileが各政治会派の決議案分析や最終決議案の投票行動、本会議における議員の発言の分析を通じて、2019年決議が中東欧諸国のEU加盟交渉によって始まった欧州共通の歴史認識に関する言説の最新の事例として捉えられることを示した<sup>(46)</sup>。Barileの研究は歴史の解釈が欧州統合の未来を如何に規定しうるのかという議論が主題であり、EU機関内のダイナミクスや欧州議会内の政治を主題として扱ったものではない。2019年の決議案の討議における各議員の発言や決議案の内容、投票行動、本件に使用された特別手続については一通り説明しているが、彼の論文の趣旨からは外れるためか、各政治会派の戦略や政治会派間の連携、歴史関連の議論・法案作成に強い影響力を持つ議員の役割については十分に考慮されていない。しかし、これらの要素は本決議の形成には無視できない程の重要な役割を果たしており、十分な分析を要する。

#### 1-4. 分析枠組みと分析対象

欧州議会において決議案の作成の中心となるのは、決議案を作成し、議論を主導していくラポルトゥール (rapporteur) と呼ばれる担当議員である。本稿では、個人レベルでは、このラポルトゥールに焦点を当てているが、その中でも歴史認識や記憶に関する議題に関与し、影響力を行使しようとする「記憶の起業家 (memory entrepreneurs)」としての議員に着目する。

Neumayerによれば、「記憶の起業家」はMichael Pollakが発展させた概念であり、Howard Beckerが提案した「道徳起業家 (moral entrepreneurs)」及びPierre Bourdieuが提案した「政治的起業家 (political entrepreneurs)」の概念を元としている<sup>(47)</sup>。「記憶の起業家」は過去に対して公衆の注目を向けさせることに関心を持つアクター<sup>(48)</sup>を指し、共通参照を作る者及び共通参照が確実に遵守されるようにする者という2つのカテゴリーから成り立っている<sup>(49)</sup>。

特に共産主義の責任や犯罪を追求し、共通の歴史認識に組み込んでいこうとする「反共産主義の記憶の起業家 (anti-communist memory entrepreneurs)」は、現代の欧州において共産主義体制の犯罪者を処罰し、その犠牲者を追悼することや、過去の真実や正義を追及す

46 Davide Barile, "Memory and the integration. The European parliament's 2019 resolution on European remembrance as a case study," *Journal of European Integration* 43, no.8 (2021).

47 「記憶の起業家」についてはMichael Pollak, *Une identité blessée. Études de sociologie et d'histoire* (Paris: Éditions Métailié, 1993), p. 30を参照。「道徳起業家」については、Howard Becker, *Outsiders: Studies in the sociology of deviance* (New York: Free Press of Glencoe, 1963)を参照。「政治的起業家」については、Pierre Bourdieu, "La représentation politique," *Actes de la recherche en sciences sociales* 36-37 (1981), pp. 3-24を参照。

48 なお、キャロル・グラックは、社会の領域における記憶の作り手を指して「記憶の活動家 (memory activists)」と呼ぶことを提案している。彼女によれば、これまでの国家の歴史は国民国家を賛美する「英雄物語」であり、この歴史観に対し特定の記憶を伴い挑戦していったのが「記憶の活動家」である。キャロル・グラック (梅崎透訳) 「記憶の作用：世界の中の『慰安婦』」グラック『歴史で考える』岩波書店、2007、349-384頁；Carol Gluck, "Operations of Memory: 'Comfort Women' and the World," in Sheila Miyoshi Jaeger and Rana Mitter, eds., *Ruptured Histories: War, Memory, and the Post-Cold War in Asia* (Cambridge MA: Harvard University Press, 2007), pp. 47-77. これに対して、「記憶の起業家」は公的な領域における記憶の作り手としても活動する。

49 Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War*, p.12.

ることを求めると同時に、彼ら/彼女らとしては不当に軽視されていると認識している、自分たちの苦しみを西欧諸国に承認してほしいとする欲求も抱えている<sup>(50)</sup>。一方で、彼ら/彼女らは政治家として自身の利益、即ち、支持者へのアピールや自国の利益の追求、EU・国内両レベルでの政治的競争等のために行動する側面を持ち合わせている点も留意する必要がある。

本稿では、まず、1990年代から PACE や欧州議会、その他の欧州の国際機関において議論されてきた歴史的記憶と共産主義体制の犯罪に関する一連の議題の系譜に本決議を位置付けうることを確認する。次に、欧州議会における「記憶の起業家」に焦点を当てつつ、2019年決議採択過程での討論における欧州議会議員の発言及び投票行動を分析することで、議員の歴史認識方法の類型化・可視化を試みる。また、各政治会派が作成した決議案と採択文書の比較分析を通じて、どの政治会派がどの部分において影響力を行使したのかを分析し、その分析を欧州議会議員関係者へのインタビュー調査で補足する。

本稿の目的は、欧州議会における記憶の政治に関する議論を欧州議会議員及び欧州規模政治会派の欧州議会における活動の分析を通じて明らかにすることである為、各 EU 加盟国内における歴史認識をめぐる議論の詳細については論じない。他方で、欧州議会議員は各国内で行われる欧州議会選挙を経て当該国を代表して選出されている以上、各国の政治・社会情勢とは無関係ではいられない。そこで本稿では 2019 年決議の採択過程において特に重要な役割を果たしたと考えられる議員を多く選出しているポーランドとリトアニア（詳しくは後述）に対象を絞り、両国内の歴史認識をめぐる議論について補足的に説明を加える。

## 2. 欧州の国際機関における欧州共通の歴史認識に関する議論

### 2-1. 欧州評議会議員会議における共産主義体制の過去をめぐる議論

1990年代前半に欧州評議会議員会議（PACE）において、中東欧諸国の共産主義体制からの体制転換に関する議論プロセスが開始される。1992年に PACE において、「共産主義の解体の手段に関して」と題する勧告案<sup>(51)</sup>がフランスの社会主義者である Jean-Pierre Worms 議員から提出された。これは、ソ連の影響圏から解放されて間もない中東欧諸国が、共産主義体制から民主主義体制へ転換する際に、特定の市民（特に旧共産主義政権関係者）への復讐の発生を防ぐためにも、人々の基本的人権が守られるようにすることを意図した勧告案であり、1996年の PACE において決議（PACE Resolution 1096）<sup>(52)</sup>として採択されている。同決議では「共産主義的全体主義体制（communist totalitarian systems）」という用語が用いら

50 Jeffrey K. Olick, *The Politics of Regret: On Collective Memory and Historical Responsibility* (London: Routledge, 2007).

51 Parliamentary Assembly of the Council of Europe (PACE), “Proposition de recommandation (Doc. 6615 (1992))” [<https://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/X2H-Xref-ViewHTML.asp?FileID=6946&lang=FR>].

52 PACE, “Measure to dismantle the heritage of former communist totalitarian systems (Resolution 1096 (1996))” [<https://pace.coe.int/pdf/9336661bc12717e01160056479177d96ea831cc7c1cfe1fd28a1dcae2e8c-cbe2/resolution%201096.pdf>].

れているものの、内容としては体制転換の過程において、民主主義・法の支配・人権が遵守される必要があることを説くものとなっている<sup>(53)</sup>。

2003年にはPACEにおいて共産主義体制の犯罪性について扱った内容の決議案の討議がブルガリア代表でPACE副議長を務めたLachezar Toshev議員(中道右派の欧州人民党(EPP/CD))の主導により開始された。その結果、「共産主義的全体主義体制の犯罪に対する国際的糾弾の必要性」と題する同決議(PACE Resolution 1481)が2006年に採択された<sup>(54)</sup>。同決議は、過去に中東欧諸国を支配し、今もなお世界で存続する共産主義的全体主義体制は例外なく大規模な人権侵害を行ってきたと非難し、犠牲者への連帯を表明した上でナチズムの犯罪と同様に共産主義体制の犯罪に対しても国際刑事裁判での追及が全欧州規模で必要であるとしている<sup>(55)</sup>。

過去の共産主義体制の支配とその犯罪に関するこの二つの決議は、欧州の共通の歴史認識における共産主義体制の責任について、後の欧州議会の諸決議でも引用されるなど一定の影響を残した<sup>(56)</sup>。

## 2-2. 欧州議会における2005年の「欧州の未来：第二次世界大戦終結60周年」決議採択

2004年のEU東方拡大を機に中東欧諸国出身の政治家がEUレベルで欧州共通の歴史認識問題を取り上げる機会が増加した。2005年3月にはバルト諸国とポーランド選出の議員20名を含む計42名の議員が、「第二次世界大戦の長期的結果」という口頭質疑<sup>(57)</sup>を提起し、これら議員によれば中東欧諸国へのソ連の侵略の契機となったヤルタ協定を非難する決議案の採択を提案した。その結果、欧州議会代表者会議<sup>(58)</sup>は、欧州議会本会議における本件の討議セッションの冒頭で欧州理事会議長と欧州委員会委員長が欧州の歴史と未来に関する演説を行うことで合意した<sup>(59)</sup>。

---

53 Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War*, chap. 2.

54 PACE, “Need for international condemnation of crimes of totalitarian communist regimes (Resolution 1481 (2006))” [<https://pace.coe.int/pdf/d8a563fbb3b4e86791ed18a30bf23aa754aac66f4eb78a1fa7ce91424d-953fec/resolution%201481.pdf>].

55 PACE, “Resolution 1481 (2006)”.

56 Toshev 議員は自身が所属する EPP 会派内でも反共産主義の議論を広めることにも成功している。同議員は 2002 年 10 月に開催された EPP 党大会で、EPP が反共産主義項目を取り上げるように議論を主導し、結果的に EPP は EU に対して、共産主義的全体主義を国際的に非難する公式宣言の発出やその人権侵害を調査する委員会の立ち上げ、「共産主義体制による犠牲者追悼の日」の制定等呼びかけるに至った。Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War*, pp.79–90.

57 European Parliament, “Oral Question with Debate O-0026-/05” [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/O-6-2005-0026\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/O-6-2005-0026_EN.pdf)].

58 Conference of Presidents : 欧州議会の議長、各委員会の委員長、各政治党派の代表から構成される会議であり、重要事項の判断を行う役割を担う。詳細は欧州議会規則(第9会期)の第27条を参照 [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RULES-9-2021-09-13\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RULES-9-2021-09-13_EN.pdf)].

59 Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War*, pp. 99–100.

この流れを受けて作成された「欧州の未来:第二次世界大戦終結 60 周年記念」決議案<sup>(60)</sup>は、ナチス・ドイツの犠牲者への追悼や戦勝国（米国・英国・ソ連及びその同盟国）への謝意を示すと同時に、国によっては第二次世界大戦の終結はソ連共産主義体制による支配の始まりでもあったことを指摘し、その犠牲者に対しても追悼する内容となっている。同決議案は共産主義体制とナチス・ドイツの同列化へ言及していないものの、あらゆる全体主義体制を非難している。また、欧州統合が民主主義の確立や法の支配、人々の和解、スペインやギリシャ、ポルトガルといった南欧諸国における独裁体制の克服に果たした役割についても言及する等、中東欧諸国の歴史に限定されていない点も本決議案の特徴である<sup>(61)</sup>。

投票に先立つ討議は 2005 年 5 月 11 日に行われ、当時の欧州理事会議長や欧州委員会委員長は、第二次世界大戦の終結後、中東欧諸国は西欧諸国と同様の自由を享受できず受難の時代が続いたことに対して共感を表明しながらも、大戦終戦に赤軍が果たした貢献と自己犠牲についても評価するなど戦勝国と中東欧諸国双方に配慮した演説を行なった<sup>(62)</sup>。本決議案の投票は討議の翌 12 日に行われ、極左や極右勢力以外は概ね賛同したために賛成多数で採択された<sup>(63)</sup>。その後、欧州共通の歴史認識に関する議論は欧州委員会及び閣僚理事会の場に移ることになるが、加盟国間の意見の不一致や法制度の観点から共産主義体制による犯罪の否定の罰則化に関する規制案を EU 内で導入することは難しいという結論に至った<sup>(64)</sup>。

### 2-3. 中東欧諸国の閣僚理事会議長国任期中の動き

しかしながら、上述の 2005 年決議以降、特に中東欧諸国が閣僚理事会の議長国を務める期間中には、これらの国は議長国としての政治的立場を利用して欧州共通の歴史認識と共産主義体制の問題を積極的に提起していった。まず、スロヴェニア議長国時の 2008 年 4 月 21 日には「共産主義体制によるジェノサイド犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に関する公聴会」<sup>(65)</sup>が司法・自由・安全担当の Jacques Barrot 欧州委員会副委員長の立ち会いの

60 European Parliament, “European Parliament resolution on the sixtieth anniversary of the end of the Second World War on 8 May 1945 (B-6-0290/2005 rev.1)” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2005-0290\_EN.pdf].

61 European Parliament, “B-6-0290/2005 rev.1,” paragraph 7.

62 Jean-Claude Juncker 理事会議長及び José Manuel Barroso 委員長の発言は以下参照 [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-6-2005-05-11-ITM-016\_FR.html].

63 内訳は賛成 463 票、反対 49 票、棄権 33 票となっており、基本的に中道右派の EPP-ED 会派、保守派の UEN 会派及び環境派の Greens/EFA 会派は賛成、中道左派の欧州社会主義 (PES) 会派及び中道・リベラル派の ALDE も過半数が賛成、極左の欧州統一左派・北方緑の左派同盟 (GUE/NGL) 会派は反対、極右の独立・民主 (IND/DEM) 会派は過半数が反対している。European Parliament, “Results of roll-call votes (12/05/2005)” pp.30–31 [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/PV-6-2005-05-12-RCV\_EN.pdf].

64 閣僚理事会の司法・内務理事会 (JHA) 及び欧州委員会の司法・消費者総局 (DG-JUST) での議論は以下参照。Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War*, chap. 5.

65 European Parliament [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-6-2008-04-21-ITM-015\_HR.html].

下、欧州議会において開催された。同公聴会の流れに沿い、2008年5月に欧州議会でモロトフ＝リッペントロップ協定締結日を記念する内容の「8月23日をスターリン主義及びナチズムの犠牲者追悼のための欧州の日とすることについての宣言書」<sup>(66)</sup> (written declaration) が発表され、翌月10日に409名の欧州議会議員の署名をもって公式文書となった。

チェコ議長国時の2008年6月には「プラハ宣言」<sup>(67)</sup> が採択された。同宣言では、欧州が歴史を再統一し、共産主義体制及びナチズムの歴史を共通の遺産として認識しない限り欧州は結束できないとし、欧州があらゆる全体主義体制の犯罪に真摯に向き合うことを求めている。加えて、全体主義的共産主義体制 (totalitarian communist regimes) の犯罪に関する国際会議の開催要請や欧州レベルでの歴史の記憶・追憶機関の設立も呼びかけている。

ポーランド議長国時の2011年8月には「ワルシャワ宣言」<sup>(68)</sup> が採択された。同宣言はスターリン主義及びナチズムの犠牲者追悼記念日 (8月23日) に発出されており、共産主義体制や国民社会主義体制を含むあらゆる全体主義体制による犯罪を非難すると共に、その犠牲者を追悼し、共通の歴史認識と欧州の価値観を強化する重要性を確認している<sup>(69)</sup>。

## 2-4. 欧州議会における2009年の「欧州の良心と全体主義」決議採択

EU全体で欧州共通の歴史と共産主義体制の過去に関する議論が活発化していく中で、モロトフ＝リッペントロップ協定の締結から70周年の節目となる2009年に、欧州議会は欧州共通の歴史認識に関する象徴的な決議「欧州の良心と全体主義」を採択した。ここでも中道右派の欧州人民・欧州民主党 (EPP-ED) 会派<sup>(70)</sup> 所属の中東欧出身の「記憶の起業家」がこの動きを先導し、それに続いて各政治会派も決議案を作成した。

2009年3月25日に行われた本会議での討論では30人の発言者のうち28人が中東欧出身であったことから、本セッションは実質的に中道右派の中東欧出身議員が、それまでEUレベルの歴史認識において支配的であったナチズムを絶対悪とする西欧諸国中心の歴史

66 European Parliament, “European Day of Remembrance for Victims of Stalinism and Nazism: Declaration of the European Parliament on the proclamation of 23 August as European Day of Remembrance for Victims of Stalinism and Nazism (P6\_TA(2008)0439)” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-6-2008-0439\_EN.pdf]. 宣言書は共通の関心ある題目についての議論を主導するために利用される (欧州議会規則第123条 (第7会期)) [https://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+RULES-EP+20120703+RULE-123+DOC+XML+V0//EN&language=EN&navigationBar=YES].

67 Senate of the Parliament of the Czech Republic, “Prague Declaration on European Conscience and Communism” [https://www.pragedeclaration.eu]. 「プラハ宣言」はチェコ政府が主導して開催した国際会議の宣言であり、欧州議会の決議 (及び欧州議会の他法案・文書) とは直接の関係はない。

68 Council of the European Union, “Warsaw Declaration on the occasion of the European Day of Remembrance for Victims of Totalitarian Regimes” [http://ipn.gov.pl/download.php?s=2&id=1175]. 「ワルシャワ宣言」も「プラハ宣言」と同様で欧州議会の決議等とは直接の関係はない。

69 加えて、欧州レベルの記憶・追憶機関として「欧州の記憶及び良心のためのプラットフォーム」への支援も確認している。同機関のウェブサイトは次のURLを参照 [http://www.memoryandconscience.eu].

70 2009年の欧州議会選挙後にEPP-ED会派のうちED会派側を構成していた英国の保守党とチェコの市民民主党 (ODS) がED会派を解消し、ECR会派を結成している。

観に、ソ連共産主義体制も同等の犯罪を犯してきたとする自国の歴史観を組み込みながら、新たな欧州の歴史観の再構築を交渉するための場であったことが分かる。

議会第一勢力の中道右派EPP-ED会派の決議案は、ナチズムと共産主義体制を同列に扱い、共産主義的全体主義体制による人権侵害や犯罪を非難している。議会第二勢力の中道左派の欧州社会主義（PES）会派の決議案は、共産主義体制ではなく全体主義体制及び権威主義体制と独裁者を非難する表現となっており、ナチズムと共産主義体制の同列化はなされていない。議会第三勢力の中道・リベラルの欧州自由民主連盟（ALDE）会派と第四勢力の環境派の緑の党・欧州自由連合（Greens/EFA）会派の決議案は全体主義・非民主的体制による過去の犯罪に関する証拠の文書化や全EU加盟国における過去の治安機関・秘密警察等に関する公文書公開、国際司法制度の強化への支持表明等、中東欧諸国の歴史的主張にも理解を示しながらも特定の国家への共感・批判は避けるなど類似点が多く、EPP-ED会派とPES会派の対立点となっているナチズムと共産主義体制の同列化や共産主義体制による犯罪の詳細についても触れていない。また、8月23日を「スターリン主義及びナチズムの犠牲者追悼記念日」ではなく、「全体主義及び非民主体制による犠牲者の日」とするように提起している点で、PES会派案と意図を共有している。保守派の諸国民の欧州連合（UEN）会派の決議案はナチズムと共産主義体制による犯罪を同列化した上で共産主義体制の犯罪を糾弾し、ポーランドやバルト三国国内での同体制の犯罪についても言及している<sup>(71)</sup>。

各会派間での交渉の結果、PES会派を除く4会派が共同決議案を作成したが、共同決議案にはPES会派案の主張も考慮されており、全体的に和解や欧州の協力といった観点の強調、共産主義体制による犯罪の列举の削除、ナチズムと共産主義体制の同列表記にファシズムを追加、といった妥協がなされている<sup>(72)</sup>。最終的に本決議は賛成多数で採択された<sup>(73)</sup>。

本決議は、欧州における全体主義体制や非民主主義体制の犠牲者を追悼し、過去の記憶の継承の重要性を訴えるとともに、あらゆる全体主義体制を非難し、法の支配や民主主義、人権の尊重に基づく平和で繁栄した欧州への関与を呼びかけている（第1、2、3パラグラフ）。西欧諸国と中東欧諸国の歴史認識を巡る立場の違いに関しては、西欧諸国において支配的な歴史的経験はナチズムによる犯罪であるのに対して、中東欧諸国のそれはナチズムと共産主義体制による犯罪であるとし、欧州はこの二つの全体主義体制がもたらした（負の）遺産について理解を深める必要があると指摘している（Hパラグラフ）。また、ナチズム、

71 EPP-ED 会派案 (European Parliament, "B6-0165/2009" [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0165\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0165_EN.html)]); Greens/EFA 会派案 (European Parliament, "B6-0169/2009" [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0169\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0169_EN.html)]); UEN 会派案 (European Parliament, "B6-0170/2009" [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0170\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0170_EN.html)]); ALDE 会派案 (European Parliament, "B6-0171/2009" [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0171\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0171_EN.html)]); PES 会派案 (European Parliament, "B6-0164/2009" [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0164\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-6-2009-0164_EN.html)]).

72 European Parliament, "Joint Motion for a Resolution (RC-B6-0165/2009)" [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RC-6-2009-0165\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RC-6-2009-0165_EN.html)].

73 内訳は賛成 553 票、反対 44 票、棄権 33 票。極左の欧州統一左派・北方緑の左派同盟 (GUE/NGL) 会派と極右の独立・民主 (IND/DEM) 会派が強く反対しており、残りの政治会派は賛成の立場を示している。European Parliament, "Results of roll-call votes (02/04/2009)," pp. 103–104. [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/PV-6-2009-04-02-RCV\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/PV-6-2009-04-02-RCV_EN.pdf)].

スターリン主義、ファシスト・共産主義体制を共通の（負の）遺産であると認識し、これらの体制による犯罪について徹底的な議論を行い、共通の歴史認識を構築しない限り、欧州は結束し得ないとしている（K パラグラフ）。欧州委員会や理事会に対して、スターリン期の犯罪に関して精力的な調査活動を行なっているロシアのメモリアルに代表される非政府組織に対する支援を呼びかけている点も特徴的である（第 11 パラグラフ）。

1990 年代の PACE に始まり、欧州議会、そして欧州安全保障協力機構（OSCE）<sup>(74)</sup> や欧州人権裁判所（ECtHR）<sup>(75)</sup> へと舞台を移して議論されてきた共産主義的全体主義体制を再検討する試みを通史的に捉えると、この時期に一部の中東欧出身の中道右派と保守派の欧州議会議員が中心となり、ナチズムとスターリン主義を「二つの全体主義」として並列させる方向で欧州における公式な歴史認識を再構築する試みがなされたことがわかる。EU 内では 2004 年の EU 拡大を契機に欧州議会において中東欧諸国出身議員がイニシアチブを取り、欧州の共通の歴史と記憶の言説に中東欧諸国の歴史観、即ち、ナチス・ドイツ及びソ連共産主義体制による抑圧の歴史を組み込もうと試みてきた。その中でも、中道右派の EPP-ED 会派や保守派の UEN 会派<sup>(76)</sup> 所属の「記憶の起業家」としての議員は、ナチズムと共産主義体制の同列化という言説を欧州の歴史認識に組み込むことに積極的であった<sup>(77)</sup>。しかし、結果的に「二つの全体主義」の並列化という目標が完全に達成されることはなかった。この点が決議に組み込まれていったのが 2019 年決議であり、次章以降では「二つの全体主義」の並列化の言説が 2019 年決議に組み込まれていったメカニズムを明らかにする。

### 3. 2019 年決議の分析パート 1：議会内プロセスの分析

#### 3-1. 欧州議会における「記憶の起業家」

続いて 2019 年決議案を作成した各政治会派の中でどのような議員が関与していたのかを分析しよう。まず、各政治会派の決議案に名を連ねている担当議員のプロフィールや議会に

---

74 2009 年 7 月 3 日、OSCE 議員会議は年次総会にて「分断された欧州の再統合：21 世紀の OSCE 地域における人権と市民的自由の促進」に関する決議を採択した。同決議はナチズムとスターリン体制という二つの全体主義体制が人権侵害、戦争犯罪、人道に対する罪等を犯したことを指摘している。OSCE Parliamentary Assembly, “On Divided Europe Reunited: Promoting Human Rights and Civil Liberties in the OSCE Region in the 21st Century. Final Vilnius Declaration (AS(09)D1E),” pp. 48–49 [<https://www.oscepa.org/en/documents/annual-sessions/2009-vilnius/declaration-6/261-2009-vilnius-declaration-eng/file>].

75 2010 年 5 月に欧州人権裁判所（大法廷）が判決を下したコーノフ裁判を参照。橋本伸也「反ファシズム英雄から戦争犯罪者への転落と反転：コーノフ裁判とヨーロッパの歴史・記憶紛争」『スラヴ研究』62 号、2015 年、1–27 頁。

76 UEN 会派は後に解体され、多数の UEN 所属議員は欧州保守改革（ECR）会派へ移動している。

77 修正案の調整過程で、共産主義に特定して非難する表現は、「全体主義や権威主義」という表現に修正されている。UEN 会派所属のポーランドやバルト三国出身議員が中心となって提出した修正案のうち、ポーランドやバルト国内の特定の出来事は、国内的事情に特化しすぎているという理由で採択されていない。Neumayer, *The Criminalisation of Communism in the European Political Space after the Cold War*, p. 123.

おける他法案・決議への関与度合いを基に、歴史認識をめぐる議論に対して影響力を行使しようとする「記憶の起業家」としてみなせる議員を抽出する<sup>(78)</sup>。それにより、本決議の採択過程にどの政治会派のいかなる議員が関与しており、その中にはどのような「記憶の起業家」としての議員がいたのか、もしくはいなかったのかを明らかにする。

まず、各政治会派作成の決議案に関与した議員をみると全体的に中東欧出身議員が多いことが分かる<sup>(79)</sup>。特に、最終決議案へ多大な影響を及ぼした EPP 会派及び ECR 会派の担当議員（後述）をみると、EPP 内では、リトアニア出身で欧州議会の非公式グループ「欧州記憶グループ」代表を務める Rasa Juknevičienė 議員、元リトアニア首相の Andrius Kubilius 議員、元ラトヴィア外相で元欧州委員であり、欧州議会の非公式グループ「欧州の歴史の和解グループ」代表を務めていた Sandra Kalniete 議員、元ルーマニア大統領の Traian Băsescu 議員、元ポーランド首相で欧州議会副議長の Ewa Kopacz 議員、元ポーランド外相で元同国下院議長の Radosław Sikorski 議員等、歴史認識に関連する案件（外交案件を含む）に自国の政府高官として関わってきた中東欧諸国出身の議員が集結している<sup>(80)</sup>。

ECR 会派では 20 名いる担当議員の大多数がポーランドの「法と正義 (PiS)」所属議員であり、その中には、元ポーランド教育大臣で ECR 会派のポーランド議員団代表かつ ECR 会派共同代表の Ryszard Antoni Legutko 議員、元ポーランド外相の Anna Fotyga 議員、元ポーランド外相で外務委員会副委員長の Witold Jan Waszczykowski 議員、元ポーランド教育大臣の Anna Zalewska 議員、元ラトヴィア文化大臣で CULT 副委員長の Dace Melbārde 議員、そして、元ポーランド欧州統合大臣で元欧州議会副議長かつ対ロシア交流議員団団長の Ryszard Czarnecki 議員等、自国において閣僚級経験者の議員が集結している<sup>(81)</sup>。

78 参照する資料は、各政治会派の決議案及びその決議案の作成関係者として名前が記載されている欧州議会議員のプロフィールと欧州議会での活動履歴である。各政治会派作成の決議案は、European Parliament, “Legislative Observatory (2019/2819(RSP))” [https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2019/2819(RSP)]. 欧州議会議員のプロフィール及び欧州議会での活動履歴については以下のウェブページで検索可能。European Parliament, “Members of the European Parliament” [https://www.europarl.europa.eu/meps/en/home].

79 各政治会派の本案件の担当議員を国籍別にみると以下の通り。EPP 会派計 18 名（ポーランド出身 4 名、リトアニア出身 3 名、ドイツ・ラトヴィア・ルーマニア・スロヴァキア・ブルガリア出身各 2 名、オーストリア・ハンガリー・クロアチア・スウェーデン・イタリア出身各 1 名）、S&D 会派計 4 名（エストニア出身 2 名、オランダ・ポルトガル出身各 1 名）、Renew 会派計 11 名（ベルギー・ルーマニア出身各 2 名、イギリス・ドイツ・スペイン・リトアニア・チェコ・ハンガリー・スロヴァキア出身各 1 名）、ECR 会派計 20 名（ポーランド出身 18 名、ラトヴィア・スウェーデン出身各 1 名）。

80 この中に 1998 年から欧州議会議員を務めるベテランで EPP 会派において人権に関する諸決議案作成に関与している Michael Gahler 議員（ドイツ）、外務委員会委員長の David McAllister 議員（ドイツ）、前欧州議会議長の Antonio Tajani 議員（イタリア）といった西欧諸国出身の大物議員数名が加わっている。

81 中東欧出身の欧州議会議員には閣僚経験者が多い。Corbett et. al., *The European Parliament*, pp. 58–61. 欧州議会議員には EU レベルの立法・政治に関する専門知識・経験が重要なことが関係していると思われる。

EPP 及び ECR 会派に属する上記議員の欧州議会における活動経歴を確認したところ、多くの議員が様々なロシア関連の決議案の共同担当者に含まれていることが確認できた<sup>(82)</sup>。また、これらの議員に特徴的なのは、外交・安全保障・文化・教育等、歴史認識をめぐる問題と関係の深い分野で、自国での閣僚級以上の職務についての経験を持つ点である。本稿では、これら EPP 及び ECR 両会派所属議員の歴史認識問題への関与や閣僚級以上の役職経験を踏まえて、彼ら/彼女らを「記憶の起業家」として見做すことにする（表 2 参照）。

これに比べて、S&D 会派決議案の起案者は、当初はオランダ選出の Kati Piri 議員とポルトガル選出の Isabel Santos 議員 2 名のみであり、共同決議案においても元エストニア防衛大臣の Sven Mikser 議員及び元エストニア外相で外交官時代にロシア大使も務めたことのある Marina Kaljurand 議員の 2 名が加わったに過ぎない。欧州議会の第三勢力（2019 年決議採択当時）である中道政治会派の Renew Europe（以下 Renew と表記）会派にしても、「歴史の起業家」として注目すべき欧州議會議員はいない。

上記分析に基づく、「記憶の起業家」と判断される中東欧諸国出身の政治家が EPP 及び ECR 会派の本決議担当議員に集結していることが分かる。S&D 及び Renew 会派の場合、審議過程の途中から参加した Mikser 議員及び Kaljurand 議員を除き「記憶の起業家」と見做すことのできる議員は参加していない。従って、政治会派レベルでは、EPP 及び ECR 会派は他政治会派と比較して、本決議に対する関与度合いが明らかに高かったと言える。

**表 2：2019 年決議案作成に参加した EPP 会派及び ECR 会派所属の「記憶の起業家」一覧**

議員の名前（出身国）	会派	主な役職
Michael Gahler（ドイツ）	EPP	EPP 内で第三国の人権案件を担当（決議多数）、ホロコースト関連
Rasa Juknevičienė（リトアニア）	EPP	欧州議会の非公式団体「欧州記憶」グループの代表、「欧州の記憶と良心のプラットフォーム」評議委員
Andrius Kubilius（リトアニア）	EPP	元首相、Euronest 交流議員団団長、(2021 年の EU ロシア決議担当)
Sandra Kalniete（ラトヴィア）	EPP	元外相、元欧州委員、欧州議会「欧州の歴史の和解グループ」代表
Traian Băsescu（ルーマニア）	EPP	元大統領、対ウクライナ交流議員団副団長
Ewa Kopacz（ポーランド）	EPP	元首相、欧州議会副議長（情報・コミュニケーション政策、近隣諸国政策（東方、Euronest）の担当）
Radosław Sikorski（ポーランド）	EPP	元外相、元下院議長、(対米交流議員団団長)
Andrzej Halicki（ポーランド）	EPP	元行政・デジタル化担当大臣、元外交委員会議長、元欧州評議会議員会議副議長
Ryszard Antoni Legutko（ポーランド）	ECR	元教育大臣、ECR 会派共同代表、ECR 会派のポーランド代表

82 Aleksei Navalny の毒殺の試みを批判する決議やクリミアのロシア併合及びウクライナ情勢への介入を批判する決議、EU・ロシア関係決議等。

Anna Fotyga (ポーランド)	ECR	元外相、Euronest 交流議員団、(2016 年の偽情報決議担当)
Witold Waszczykowski (ポーランド)	ECR	元外相、外務委員会 (AFET) 副委員長
Anna Zalewska (ポーランド)	ECR	元教育大臣
Dace Melbārde (ラトヴィア)	ECR	元文化大臣、文化・教育委員会 (CULT) 副委員長
Ryszard Czarnecki (ポーランド)	ECR	元欧州統合大臣、元欧州議会副議長、対ロシア交流議員団団長

出典:各政治会派決議案に記載の担当議員の中から役職や議会での関連法案への関与度合いを元に抽出。

### 3-2. 各政治会派作成の 5 つの決議案と採択文書

本会議において決議案が採択されるまでの手続きは以下の通りである。本件の場合本会議前の担当委員会における討議・投票が無い案件の為、まず、各政治会派の本件を担当する議員らが作成した決議案 (EPP、S&D、Renew、ECR)<sup>(83)</sup> を元に、本会議における討議の直前に各会派の本件担当議員らが各々の決議案について討議・調整を行う。その結果として、各案を一つに纏め直した共同決議案 (joint motion of resolution) が各会派の担当議員の連名で提出され、これがそれまでに提出されていた決議案にとって代わる<sup>(84)</sup>。その共同決議案に対して、修正案がある場合は、その修正の可否について投票がなされた後、最終決議案が投票に付される<sup>(85)</sup>。本節では、各会派の決議案と最終投票にかけられた共同決議案の内容を比較することで、各会派の主張がどの程度最終決議に反映されたのかについて分析を試みる。

各政治会派の決議案を比較した際に注目すべきは、EPP 会派案<sup>(86)</sup> と ECR 会派案<sup>(87)</sup> に共通する内容が非常に多い点である。特に ECR 会派案は、ほとんど全ての EPP 会派案の内容を含んでおり、説明条項 (Whereas Clause) の部分は 12 項目中 11 項目を、本文部分は 15 項目中 14 項目が同一の内容か類似した内容となっている。その上で、ECR 会派は独自の項目を設けており、決議案の内容も全会派案中最も長いものとなっている。他方で S&D 会派案<sup>(88)</sup> や Renew 案<sup>(89)</sup> では他会派の決議案と共通する内容部分は極めて限定的である。上記の各会

83 各政治会派作成の決議案は以下参照。European Parliament, “Legislative Observatory (2019/2819(RSP))” [[https://ocil.secure.europarl.europa.eu/ocil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2019/2819\(RSP\)](https://ocil.secure.europarl.europa.eu/ocil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2019/2819(RSP))].

84 欧州議会規則第 132 条 (4) (第 9 会期) [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RULES-9-2019-07-02-RULE-132\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RULES-9-2019-07-02-RULE-132_EN.html)].

85 本件では修正案 (第 20 パラグラフ) が一つ採択されている。修正案は以下参照 [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RC-9-2019-0097-AM-001-001\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RC-9-2019-0097-AM-001-001_EN.pdf)]. 投票内容は賛成 583 票、反対 42 票、棄権 70 票。

86 European Parliament, “Motion for a resolution B9-0097/2019(EPP)” [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2019-0097\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2019-0097_EN.pdf)].

87 European Parliament, “Motion for a resolution B9-0098/2019 (ECR)” [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2019-0098\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2019-0098_EN.pdf)].

88 European Parliament, “Motion for a resolution B9-0098/2019(S&D)” [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2019-0099\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2019-0099_EN.pdf)].

89 European Parliament, “Motion for a resolution B9-0098/2019 (Renew)” [[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2019-0100\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2019-0100_EN.pdf)].

派案の比較から、決議案作成の段階時点で、EPP 会派と ECR 会派の法案担当者間で緊密な調整が行われていた可能性が高いことが推測できる。

EPP・ECR 会派案と S&D 会派案及び Renew 会派案の違いについては、まず、前二者の決議案は対ロシア批判や共産主義体制とナチス・ドイツの責任の同列化、第二次世界大戦終結後のソ連による中東欧諸国の支配・抑圧の歴史の認識の強調といった主要点において認識を共有している。これに対して、S&D 会派案では、ソ連による中東欧諸国の支配・抑圧の歴史の認識やその犠牲者の追悼といった点は共有するものの、対ロシア批判には言及していない。また、「共産主義」という用語ではなく「スターリン主義」という用語を用いて、その批判の対象の範囲をより狭義のイデオロギーに限定することで共産主義への直接的な批判を避けている。Renew 会派の決議案については、他会派の決議案と同様に中東欧諸国の抑圧の歴史やその犠牲者について言及しながらも、強固な対ロシア批判や共産主義・スターリン主義体制への批判は見られない。むしろ、教育の場での歴史教育の充実や LGBT を含むマイノリティへの差別の批判を展開し、欧州統合プロセスが共産主義体制の影響下にあった中東欧諸国を EU 加盟へと向かわせることに貢献した点を強調する内容となっている。

最後に、各政治会派の決議案と共同決議案<sup>(90)</sup>の比較においては、共同決議案の内容は EPP 会派案及び ECR 会派案の内容が色濃く反映されており、説明条項の約 7 割（13 項目中 8 項目）、本文部分の 6 割強（22 項目中 14 項目）が EPP 会派及び ECR 会派案の内容と同等になっている。特に対ロシア批判部分（第 15、16、K パラグラフ）やナチズムと共産主義体制の責任の同列化（第 3、5、17 パラグラフ）に関しては、EPP 及び ECR 会派案が採用されている。その上、ECR 会派は、ポーランドの元軍人で、第二次世界大戦中における活躍の後、共産党政権下の公安当局に捕らえられ処刑されたヴィトルト・ピレツキを記念し、5 月 25 日を全体主義に対する英雄の国際日に制定する提案（第 11 パラグラフ）のようにポーランドの歴史観を前面に出す項目や、本決議を EU 機関や EU 加盟国政府のみならず、ロシア国会及び東方パートナーシップ諸国にも送付するよう求める（第 22 パラグラフ）ような、ロシアに政治的圧力をかける項目を共同決議案に入れることにも成功している。

### 3-3. 決議採択に向けた討論

欧州議会本会議における本決議の流れとしては、まず、閣僚理事会議長国（当時）のフィンランドから Tytti Tuppurainen 欧州担当大臣が、次いで欧州委員会から Dimitris Avramopoulos 欧州委員（移民・内務・市民権担当）がそれぞれ本議題に関する演説を行い、その後、欧州議会議員の各政治会派の代表者が本議題に関する意見を表明し、最後に、発言を希望する議員が順次発言した<sup>(91)</sup>。その後、共同決議案への投票が行われ、賛成多数で採択となった。

90 European Parliament, “Motion for a resolution RC-9-2019/2819(RC)” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RC-9-2019-0097\_EN.pdf].

91 欧州議会本会議における本議題の進行は以下参照。European Parliament, “Debates (CRE 18/09/2019-17)” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-9-2019-09-18-ITM-017\_EN.html].

本会議における欧州議会議員の発言内容から、議員を大きく次の4類型に分類できる。(A)中東欧諸国の歴史観(ナチス・ドイツのみならずソ連共産主義体制の被害者でもある)を打ち出して、決議への支持を表明。ロシア批判が含まれている場合も多く、中道右派のEPP会派や保守派のECR会派所属の中東欧出身議員に多く見られる。(B)決議を支持しているが、特定の国を批判することはない。欧州委員会に対して教育・文化プログラムへの資金援助を求め等、特定の国・地域に注目するというよりも個別の政策テーマに注目した発言も多々あり、中道左派のS&D会派や中道・リベラルのRenew会派所属の西欧出身議員に比較的多く見られる。(C)決議への反対を表明。ロシア、共産主義を擁護する姿勢を打ち出しており、極右のID会派<sup>(92)</sup>、極左のGUE/NGL会派所属議員、及び、無所属のギリシャ出身議員に多く見られる。(D)歴史を慎重に判断することを主張し、決議に対して慎重な姿勢を示す。討論からはこの立場を会派として支持する特定の政治勢力は見当たらない。

(A)には中東欧諸国出身の「記憶の起業家」が多数含まれている。例えば、Juknevičienė議員(リトアニア、EPP)は、ロシアはスターリン崇拜と偽情報の拡散を行っており、歴史も偽情報の道具として利用していることや、欧州は情報戦争の標的になっていることを指摘しながらロシア非難を展開している<sup>(93)</sup>。Kalniete議員(ラトヴィア、EPP)は、「バルトの道」として知られる人間の鎖がバルト三国の人々を欧州へ回帰させる契機の一つとなった事に触れて、歴史を知る事により将来を信じることができると語ったのち、ウクライナが(ロシアによって)違法に占領されているクリミアを回復できるよう願うと発言している<sup>(94)</sup>。また、Sikorski議員(ポーランド、EPP)は、ソ連軍がナチス・ドイツを撃破したことは事実であるとしながらも、極左会派の議員は共産主義体制に膨大な数の人々の死に責任がある事実を直視しようとしないと批判した上、最近、ロシア当局がソ連のヒトラーとの協定(モロトフ＝リッベントロップ協定)やポーランド侵攻について事実とは異なる偽情報を流していると非難を展開している<sup>(95)</sup>。このように、主に中東欧出身の中道右派(EPP会派)や保守派(ECR会派)の議員が主である。

(B)には、エラスムスやエラスムス+、クリエイティブ・ヨーロッパなどの若者向けの文化・教育プログラムの支援を継続することを表明したJulie Ward議員(英国、S&D)<sup>(96)</sup>、歴史・文化遺産や記念碑、学校での充実した歴史教育等のための文化政策へ欧州委員会が注力する

92 極右・欧州懐疑派の政治会派であり、2019年決議の採択時点で欧州議会の第四勢力。

93 MEP Rasa Juknevičienė's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vod-Language=EN&playerStartTime=20190918-18:28:23&playerEndTime=20190918-18:30:11#].

94 MEP Sandra Kalniete's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vod-Language=EN&playerStartTime=20190918-19:27:19&playerEndTime=20190918-19:28:40#].

95 MEP Radosław Sikorski's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vod-Language=EN&playerStartTime=20190918-18:57:41&playerEndTime=20190918-18:59:12#].

96 MEP Julie Ward's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vodLanguage=EN&playerStartTime=20190919-12:41:58&playerEndTime=20190919-12:43:16#].

ことへの期待を表明した Petra Kammerevert 議員（ドイツ、S&D）<sup>(97)</sup>らが含まれる。主に、西欧出身の中道左派（S&D 会派）の議員が主である。

(C) には、ソ連は欧州をナチスから解放したという点やその解放の過程で二千万人以上の人的犠牲を払ったという点を強調した Giorgos Georgiou 議員（ギリシャ、GUE）<sup>(98)</sup>や、ロシアはソ連とは関係を断った尊敬すべき国家であり、EU の敵というより仲間であるとした上で、自らが国レベルで所属する政党である「国民連合」が一般的にはポピュリズム政党として批判される傾向にあることを念頭にナチズムとポピュリズムを同一視することの危険性を主張した Gilles Lebereton 議員（フランス、ID）<sup>(99)</sup>らが含まれる。ID 会派所属議員のロシア擁護に関しては、クレムリンと複数の EU 加盟国内の極右政党との結びつきも排除できないが<sup>(100)</sup>、ここでは欧州議会における ID 会派の置かれた立場がより影響していると考えるのが妥当であろう。即ち、ID 会派は欧州統合に反対する欧州懐疑派議員の集まりであり、ナショナリストで排外主義的な発言も辞さない。第 9 会期では議席数を大幅に増加させたものの、依然として欧州議会内では周縁的存在であった。近年のロシア政府は EU の価値観やその正当性を否定し、EU の結束を弱体化させる言動をとっているが、そのような言動は EU を批判するという意味においては ID 会派の主張と親和性が高いと考えられる<sup>(101)</sup>。

(D) には、過ぎ去った歴史を非難し欧州自身を分断する事に追悼の日を利用するべきではなく、我々は未来を守る為に結束する必要があると説く Fabio Massimo Castaldo 議員（イタリア、NI）<sup>(102)</sup>や、EU は他国や他文化に対してではなく自らの悲劇的な過去に対して対峙している唯一の政体であるとし、本決議で扱う記憶は西欧諸国にも中東欧諸国にも共通の歴史であると発言して、EU の結束性を強調するため EU 市民としての歴史の受け止め方を提示した Michal Šimečka 議員（スロヴァキア、Renew）<sup>(103)</sup>らが含まれる。

本会議で発言した者のうち、演説した欧州議会議員は重複を除いて全 56 名であり、その内訳は、会派別では、EPP が 12 名、ECR が 9 名、S&D が 9 名、Renew が 6 名、Greens/EFA

97 MEP Petra Kammerevert's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [<https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vod-Language=EN&playerStartTime=20190918-18:59:18&playerEndTime=20190918-19:00:50#>].

98 MEP Giorgos GEORGIOU's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [<https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vod-Language=EN&playerStartTime=20190918-18:40:41&playerEndTime=20190918-18:42:28#>].

99 MEP Gilles Lebereton's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [<https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vod-Language=EN&playerStartTime=20190918-18:36:45&playerEndTime=20190918-18:38:18#>].

100 詳細は次を参照。Anton Shekhovstov, *Russia and Western Far Right: Tango Noir* (New York: Routledge, 2018).

101 ロシアと極右の欧州議会議員の関係は、Shekhovstov, *Russia and Western Far Right*, chapter 7 を参照。

102 MEP Fabio Massimo Castaldo's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [<https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vodLanguage=EN&playerStartTime=20190918-19:06:15&playerEndTime=20190918-19:08:00#>].

103 MEP Michal Šimečka's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [<https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vod-Language=EN&playerStartTime=20190918-18:32:14&playerEndTime=20190918-18:34:39#>].

が4名、AIが5名、GUE/NGLが4名、NI（無所属）が7名となっており、議席数では6番目でしかない ECR からは9名も発言していることは注目に値する。地域別では、中東欧出身が29名（うち旧ユーゴスラヴィア地域出身が3名）、西欧出身が21名（うち英国出身が7名）、20世紀後半の半ばまで独裁政権を経験した南欧出身（スペイン、ポルトガル、ギリシャ）が7名となっており、依然として中東欧出身議員が最大となっている。

本節では、本議題の欧州議会本会議での討論において、EPP 会派及び ECR 会派という中道右派・保守勢力の中でも特に中東欧出身議員が中心となり、中東欧諸国がソ連共産主義による犠牲者であったという歴史観を EU レベルで再認識することの重要性を主張していた点が明らかになった。更に、これら議員は、現在のロシア政府による国内の民主主義の弾圧や2014年以降続くウクライナへの主権侵害や EU に対する情報戦の展開といった敵対的行動を非難し、ロシアに対して政治的圧力をかける議論を展開していたことも確認できた。

### 3-4. 欧州議会議員の投票行動

投票に参加した欧州議会議員（全653名）の投票をみると、賛成535票、反対66票、棄権52票の賛成多数で採択されている<sup>(104)</sup>。各議員の投票行動を分析すると、賛成票に関しては、極左の GUE/NGL 会派と無所属（NI）議員以外は基本的に賛成票を投じている。反対票に関しては、GUE/NGL 会派所属議員全般、中道左派の S&D 会派からは6名<sup>(105)</sup>、無所属の議員26名、その他中道右派の EPP 会派及び環境派の Greens/EFA 会派所属議員から若干名の造反が出ている。棄権票<sup>(106)</sup>に関しては、極右のアイデンティティと自由（ID）会派からは16名（うちドイツ選出議員9名）、Greens/EFA 会派からは12名（うちフランス選出議員7名）、無所属議員13名（うちイタリア選出議員12名）、EPP 会派からは3名（全てギリシャ選出議員）、その他 S&D、中道・リベラルの Renew、保守派の ECR、GUE/NGL 各会派から若干名の造反が出ている<sup>(107)</sup>。

総合的にみると、欧州議会の三大勢力である EPP、S&D、Renew 各会派に加えて、第四勢力であり一般的には親 EU と見做される Greens/EFA 会派、そして ECR 会派は会派として賛成を表明しているのに対して、極左の GUE/NGL 会派は反対を表明し、双方の陣営とも大多数の議員は所属会派の決定に従っている。極右の ID 会派はややまとまりに欠け、全体の約四分の三が賛成票を投じており、残りは棄権票を選択している。この点に関しては、討議

104 本会議における決議案の採択は出席議員（投票に参加した議員）の過半数（多数決）で可決される。本決議案の投票内容の詳細については、以下の投票結果（ロールコール）を参照 [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/PV-9-2019-09-19-RCV\_EN.pdf], pp. 24-25。

105 うちブルガリア選出議員は3名。これら議員の本国での所属政党はブルガリア旧共産党の後継政党である社会党であることから、共産主義全般を非難する内容の本決議には否定的であったと考えられる。

106 欧州議会における投票行動に関しては、政治会派の党議拘束は比較的緩く、従わない議員も多々いる。

107 なお、棄権票に関して、国政レベルでの所属政党は、それぞれ、ID 会派のドイツ選出議員9名は「アイデンティティと民主主義（AfD）」所属、Greens/EFA 会派のフランス選出議員7名は「ヨーロッパ・エコロジー＝緑の党」所属、無所属議員のイタリア選出議員12名は「五つ星運動」所属。

冒頭で ID 会派を代表して発言した Gilles Lebreton 議員（フランス）は、欧州議会がロシアを（政治的に）攻撃する道具として本決議を利用することや過去のナチズムと今日のポピュリストを同一視することに対して警告していたことから、一部の ID 会派所属議員の不満が窺える<sup>(108)</sup>。本決議と 2005 年や 2009 年の決議の採択時の投票行動を比較すると、賛成・反対・棄権の割合は大きな違いは見られず、会派毎の投票行動も凡そ同様である。

本節の分析を通じて、本決議に対する投票行動の傾向としては、各政治会派や議員の意見・立場の違いはあるものの、極左の GUE/NGL 会派所属議員、及び、極右の ID 会派所属の一部議員、そして無所属の一部議員を除き、多くの議員は中道右派の EPP 会派と保守派の ECR 会派の主張が中心となった決議案に賛成票を投じていたことが明らかになった。

## 4. 2019 年決議の分析パート 2：政治会派と「記憶の起業家」に着目して

### 4-1. EPP 会派のイニシアチブ：Rasa Juknevičienė 議員と Tunne Kelam 元議員の協力

中道右派の EPP 会派の 2019 年決議への関与をみる上で二つ重要な点がある。一点目は決議案作成を主導したリトアニア選出の Juknevičienė 議員（EPP）及び彼女に本決議の主導を助言したエストニア選出の Tunne Kelam 元議員（EPP）の役割についてである。Juknevičienė 議員は本決議採択後、欧州議会で歴史認識に関する問題について扱う非公式団体である「欧州記憶」グループの代表となり、「欧州の記憶と良心のプラットフォーム」評議委員にも名を連ねる「記憶の起業家」である。Kelam 元議員は 2019 年の欧州議会第 8 会期（2014 年～2019 年）終了をもって約 20 年に亘って務めた欧州議会議員を引退しているが、その間には欧州の歴史の記憶に関する議題を欧州議会で主導していた有力な「記憶の起業家」である。二点目は本決議に対する親欧州統合の立場をとる中道右派の EPP 会派と欧州統合に関しては国家主権の維持をより重要視し、穏健な欧州懐疑派の立場をとる保守派の ECR 会派間の協力である。そもそも両会派は本議題について親和性のある認識を共有していた為、協力関係を構築しやすい状況にあった。まず前者の Juknevičienė 議員と Kelam 元議員の役割について詳細を見ていこう<sup>(109)</sup>。

Juknevičienė 議員は、2004 年～2019 年にかけて欧州議会議員を務めた Kelam 元議員から 2019 年決議を主導するべきであるという助言を得た<sup>(110)</sup>。Kelam 元議員は欧州議会では長年に亘り AFET や安全保障・防衛小委員会（SEDE）で活躍した議員であると同時に、2005 年の「欧州の未来」決議採択過程では EPP 会派を代表して決議案作成に関わり、2008 年の「プラハ宣言」では共同署名者に名を連ねる等、有力な「記憶の起業家」の議員でもあった<sup>(111)</sup>。欧

108 MEP Gilles Lebreton's speech at the Plenary Session on Importance of European remembrance for the future of Europe (CRE 18/09/2019) [https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vod-Language=EN&playerStartTime=20190918-18:36:45&playerEndTime=20190918-18:38:18#].

109 Rasa Juknevičienė 議員に対するインタビュー（実施日：2023 年 1 月 24 日、オンライン）、及び、Tunne Kelam 元議員に対するインタビュー（実施日：2024 年 2 月 7 日、オンライン）。

110 次の記事からも確認できる。15 min.lt, 18.11.2020 [https://www.15min.lt/en/article/opinion/rasa-juknevičienė-how-can-european-history-heal-the-wounds-of-the-past-530-1409780].

111 Kelam 元議員はソ連時代にはエストニアにおける反体制派として活動しており、1991 年のエスト

州議会第8会期をもって引退する予定であった Kelam 元議員は、欧州議会という EU レベルの政治的アリーナにおいて、二つの独裁体制から抑圧を受けた中東欧諸国の視点を理解している政治家に欧州の記憶の歴史の議論を引き継いで欲しいという思いに加えて、モロトフ＝リッペントロップ協定締結の 80 周年である 2019 年に欧州議会で当議題を議論して欲しいという願いがあった<sup>(112)</sup>。Kelam 元議員は、Juknevičienė 議員とは彼女がリトアニアの防衛大臣を務めていた時からの旧知の仲であり、彼女を同じバルト三国出身で自身の歴史観を共有している政治家と見做していたため、彼女に 2019 年決議の骨格となる考えを伝えた<sup>(113)</sup>。

その後、Juknevičienė 議員は自身の政策秘書に 2019 年決議の草稿の執筆を命じ、同政策秘書は 2019 年 7 月中旬に EPP 会派決議案の原案を執筆した。その後、EPP 会派は同草稿を各会派に非公式に配布し同決議への協力を求めた<sup>(114)</sup>。2019 年決議の審議過程に関しては、欧州議会規則に従い、まず本決議案の審議過程を委員会レベルで開始するか否かの決定を欧州議会代表者会議の場で議論したが、「左派会派」<sup>(115)</sup>からの反対に合った為、欧州議会規則第 132 条 (2) の手続を利用することになった<sup>(116)</sup>。

Kelam 元議員との繋がりは、新人欧州議会議員であった Juknevičienė 議員が本議論を主導する契機をもたらした。また、Juknevičienė 議員の出身国であるリトアニアにおける歴史認識の特徴として、ソ連による抑圧・犯罪の犠牲者という「犠牲者意識ナショナリズム」<sup>(117)</sup>に貫かれた自己認識が存在する<sup>(118)</sup>。その認識を共有する Juknevičienė 議員にとって<sup>(119)</sup>、欧州議会で自身が歴史認識の議論を主導するという考えは受け入れ易かったと考えられる。加えて、Juknevičienė 議員の母親である Dainora Urbonienė 及びその家族は、Urbonienė がまだ子

ニア独立回復以降は、約 10 年間に亘りエストニア議会リーギコグの議員及び副議長を務めた経歴をもつ。

112 Kelam 元議員に対するインタビュー。同議員が 2004 年に欧州議会で職務を開始した際に、EU 政治のレベルにおいて依然として西欧出身議員と東欧出身議員の間には「心理的なベルリンの壁」が存在しており、多くの西欧出身議員の間で 1945 年以降の東欧の歴史に対する知識と関心が不足していると痛感したことが、欧州議会において記憶の政治に関する議論を主導する原動力となっていた。

113 同上。

114 Juknevičienė 議員に対するインタビュー。

115 S&D 会派と GUE/BGL 会派が反対したとのこと (Juknevičienė 議員に対するインタビュー)。

116 Juknevičienė 議員に対するインタビュー。

117 Jie-Hyun Lim, "Victimhood Nationalism in Contested Memories-Mourning Nations and Global Accountability," in Aleida Assmann and Sebastian Conrad, eds., *Memory in a Global Age: Discourses, Practices and Trajectories* (New York: Palgrave Macmillan, 2010), pp. 138-162.

118 橋本伸也『記憶の政治』第 3 章第 1 節及び第 2 節。リトアニアは、1980 年代以降、反体制派・独立派の間でソ連の公式史学と対立する 1940 年のソ連によるリトアニア併合を不当な「占領」と捉え、ソ連によるリトアニア人の迫害を「ジェノサイド」とみなす歴史観が形成され、1991 年のソ連からの独立回復以降はそれが強化されてきた。同時にリトアニアはホロコーストにおける加害者としての歴史も検証してきた。梶さやか「リトアニア:ジェノサイド・センターと国際委員会」橋本伸也編『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識: ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤』、ミネルヴァ書房、2017 年、41-54 頁。

119 Juknevičienė 議員に対するインタビュー。

供であった1941年にシベリアの強制収容所へ送られ多大な被害を受けている。このように Juknevičienė 議員は個人的理由からソ連共産主義の犯罪や欧州の歴史の記憶に関して強い思い入れを持っていたことも Kelam 元議員の提案を快諾することに繋がった<sup>(120)</sup>。

他方、Kelam 元議員からすれば、引退を目前に、歴史認識という点で自身と考えを共有する Juknevičienė 議員が欧州議会において記憶の政治に関する議論を引き継いでくれることは重要であった。また、ロシアについて、Kelam 元議員は、ソ連の法的な後継国家であるロシアは歴史認識に関しては依然としてソ連時代に中東欧諸国に対して行った数々の犯罪の責任を十分にとっていないと非難している。ロシアにおける民主主義に関しては、同元議員はソ連とロシアにおける国内の治安機関の連続性を指摘した上で、ロシアが「脱ボリシェヴィキ化」しない限り同国の真の民主化は困難であると主張する等<sup>(121)</sup>、ロシア当局に対して厳しい姿勢を示している。このような Kelam 元議員の姿勢が本決議の特徴の一つである厳しい対露批判に Juknevičienė 議員への助言を通じて間接的に繋がった可能性は十分にある。

ここまで両議員の役割について見てきたが、Juknevičienė 議員個人の役割と彼女が所属するリトアニア本国の政党「祖国同盟＝リトアニア・キリスト教民主党 (TS-LKD)」やリトアニア政府からの影響、そして同様に Kelam 元議員個人の役割と彼が所属したエストニア本国の政党「祖国 (Isamaa)」やエストニア政府からの影響については現段階では不明である。Juknevičienė 議員によれば、本件を欧州議会で主導するという決定は自国での所属政党とは関係なく下したとのことであるが<sup>(122)</sup>、一般的に欧州議会議員の政治活動には自国における所属政党や自国内政治が関係している以上、Juknevičienė 議員や Kelam 元議員が自国における所属政党や自国政府から何らかの影響を受けている可能性は完全には否定できない。

本決議採択以降の Juknevičienė 議員の活動をみると、欧州議会における歴史認識に関連する議論（特に共産主義体制関連）で同議員が中心的な役割を果たしたことは疑いが少ない<sup>(123)</sup>。2020年1月15日に開催された欧州議会本会議において「欧州の歴史の歪曲と第二次世界大戦の記憶」(2019/301(RSP))<sup>(124)</sup>と題するセッションが開かれた際に、同議員は、自分が主導し採択された2019年決議を広く宣伝してくれたプーチン大統領に謝意を示すと痛烈な皮肉を放った上で、平和を守るために真実を守ることが我々の務めであると発言している<sup>(125)</sup>。また、2021年6月9日に開催された欧州議会本会議において、「1941年6月

120 同上。なお、Urbonienė は自身のシベリア抑留の体験を書籍化しており、リトアニア語で書かれた原著の英語訳も出版されている。Dainora Urbonienė, *Siberian Exile Through a Child's Eyes*, trans. Daina Valentinavičienė (from the fourth revised edition in 2016) (Kaunas: Vitae Litera, 2021).

121 Kelam 元議員に対するインタビュー。

122 Juknevičienė 議員に対するインタビュー。

123 European Parliament, MEP Rasa Juknevičienė [[https://www.europarl.europa.eu/meps/en/197840/RASA\\_JUKNEVICIENE/home](https://www.europarl.europa.eu/meps/en/197840/RASA_JUKNEVICIENE/home)].

124 Distortion of European history and remembrance of the Second World War (topical debate) at the Plenary Session [<https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=chapter&vodLanguage=EN&playerStartTime=20200115-15:04:22&playerEndTime=20200115-16:34:04#>].

125 MEP Rasa Juknevičienė's speech at the Plenary Session on Distortion of European history and remembrance of the Second World War [<https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vodLan>

14-18日の大量国外追放 80周年記念」(2021/2746(RSP))<sup>(126)</sup>と題するセッションが開かれた際には、同議員はEPP会派を代表して発言している。そこで、彼女は自身の家族がシベリアへ追放されグラウグの被害者となった体験を語った上で、現在、EUの東隣には21世紀のスターリン主義体制(「2つの独裁体制」と表現しているがロシアとベラルーシを暗示していると思われる)が存在していると指摘し、両国がEUを分断し自国の独裁体制を正当化するために歴史を利用していると非難している。加えて、ソヴィエト共産主義体制による犯罪は人類に対する犯罪として認識されなければならないとしている<sup>(127)</sup>。

同セッション(2021/2746(RSP))は2019年決議と同様に欧州議会規則第132条(2)による討論である<sup>(128)</sup>。Juknevičienė議員が中心となってEPP会派が決議案を作成していたものの、他政治会派から十分な合意が得られなかったため投票は実施されていない<sup>(129)</sup>。その後、2021年12月には、EPP会派決議案を作成したJuknevičienė議員を中心として86名の欧州議会議員が超党派で「1941年のソヴィエトによる大量国外追放80周年記念、グラウグ及び欧州における共産主義体制の犯罪の評価の必要性」と題する非公式決議を提出している<sup>(130)</sup>。その他にもロシア国内の人権問題に関しても欧州議会内で主導的な役割を果たしている<sup>(131)</sup>。

#### 4-2. ECR 会派の戦略

中道右派のEPP会派と並び2019年決議において重要な役割を果たしたと考えられるのが保守派のECR会派である。2019年決議において、ECR会派が決議交渉のイニシアチブを取り、自らの主張を共同決議案に入れ込むためにとった戦略として以下の三点が挙げられる。

---

guage=EN&playerStartTime=20200115-16:25:43&playerEndTime=20200115-16:27:07#].

126 The 80th anniversary of the mass deportations of 14–18 June 1941 (debate) at the Plenary Session [https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=chapter&vodLanguage=EN&playerStartTime=20210609-19:16:00&playerEndTime=20210609-19:34:37#].

127 MEP Rasa Juknevičienė's speech at the Plenary Session on the 80th anniversary of the mass deportations of 14–18 June 1941 (CRE 09/06/2021) [https://www.europarl.europa.eu/plenary/fr/vod.html?mode=unit&vodLanguage=EN&playerStartTime=20210609-19:21:22&playerEndTime=20210609-19:23:46#].

128 Juknevičienė議員の政策秘書によれば、事前のConference of PresidentsにおいてS&D会派、Renew会派、Greens/EFA会派、及び、GUE/NGL会派が反対したとのこと(Juknevičienė議員の政策秘書に対する対面インタビュー、個人情報は非公開)(実施日:2023年3月1日)。

129 同上。

130 EPP会派代表のManfred Weber議員や当時欧州議会第一副議長(後に議長)のRoberta Metsola議員(EPP会派)等の有力議員が共同署名しており、強い政治的メッセージを含んでいる。Informal Resolution on the 80th Anniversary of 1941 Soviet mass deportations, the need to evaluate the Gulag and the crimes of the communist regimes in Europe [https://www.eppgroup.eu/sites/default/files/attachments/2021/12/final-resolution-on-soviet-deportations-with-signatories.pdf].

131 例えば、2021年12月に欧州議会で採択されたロシア当局によるロシアのメモリアルへの圧力行使を批判する内容の決議のEPP会派を代表する起案者に名を連ねている。European Parliament, “Continuous crackdown on civil society and human rights defenders in Russia: the case of human rights organisation Memorial (2021/3018(RSP))” [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2021-0509\_EN.pdf].

一点目に関して、議会制度を巧みに利用した点が挙げられる。欧州議会において欧州の歴史認識に関する案件は、通常 CULT において議論されることになっている。しかし、本決議は前述の理由で欧州議会規則第 132 条 (2) に従った為、CULT における審議を経ずに各政治会派が決議案を作成し、本会議における討議前に各会派間で調整がなされたのみであった<sup>(132)</sup>。当時の欧州議会は 2019 年 5 月に開催された欧州議会選挙を経て、7 月に開催されたばかりである上に、欧州委員会の構成員や欧州理事会の議長が変わるなど人事の時期であった。欧州議会においても 7 月の本会議は人事に関する決定が多かった上、8 月は欧州議会の閉会期間であったことから、日程的に 9 月の本会議の議題の準備を行う期間が限られていた。ECR 会派はこの状況を逆手に取り、欧州議会が休止している 2019 年の 8 月の間に、Juknevičienė 議員事務所が作成し ECR 会派に共有していた EPP 会派決議案を参考にしながら、中東欧出身議員団が主導する形で ECR 会派決議案の草案作成を進めていた<sup>(133)</sup>。ECR 会派は、議席数から言えば議会第六勢力<sup>(134)</sup>であり、一般的には法案を主導できる立場にはないにも関わらず、本決議では、会派の規模からすれば相当数の所属議員が決議案の作成過程への関与や本会議での発言等、本議題に関して積極的関与を行っていた。

二点目に関して、欧州議会最大勢力で中道右派の EPP 会派との共闘が挙げられる。議会第一勢力でもある EPP 会派と事前に調整しながら周到に準備を進めたことで、議席数の観点からは中規模勢力であるにもかかわらず、本件の議論を主導する政治勢力に加わることができた<sup>(135)</sup>。中道右派の EPP 会派は、これまでも歴史認識の問題に関しては、保守派の ECR 会派に比較的近い立場をとってきた経緯があり、ECR 会派からしてみれば議会内の会派において、歴史認識の問題に関しては信条的にも勢力的にも最も組みやすい相手であった。

三点目に関して、ポーランド出身の議員を中心とした ECR 会派議員の団結が挙げられる。ECR 会派案の作成に関与した議員の殆どがポーランドの「法と正義 (PiS)」出身であり、これら議員は従来から記憶の政治の分野で大きな影響力を行使してきた「記憶の起業家」でもある<sup>(136)</sup>。ポーランドにおいては 1989 年の体制転換以降、保守的で自国中心主義的な歴史認識と、よりリベラルで欧州志向の歴史認識の二つの認識が競合してきた<sup>(137)</sup>。ポーランドの EU 加盟後、2007 年の総選挙ではよりリベラルな「市民プラットフォーム (PO)」が第一

132 関連討議が決議案の投票によって終わることが決定した場合、各委員会、政治会派及び欧州議会議員の構成員の 20 分の一以上の賛成をもって、決議案を提出することができる。欧州議会規則第 132 条 (2) (第 9 会期) [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RULES-9-2019-07-02-RULE-132\_EN.html]。

133 Juknevičienė 議員の政策秘書 (脚注 128 参照)、及び、決議案の作成に関わった ECR 所属議員の秘書に対する対面インタビュー (個人情報は非公開) (実施日: 2023 年 4 月 25 日)。

134 2019 年 9 月時点。

135 ECR 所属議員の秘書に対するインタビュー (脚注 133 と同一人物) (実施日: 2021 年 3 月 7 日)。

136 本稿の表 2 参照。

137 吉岡潤「ポーランド現代史における被害と加害: 歴史認識の収斂・乖離と歴史政策」剣持久木編『越境する歴史認識: ヨーロッパにおける「公共史」の試み』岩波書店、2018 年、93-120 頁。歴史認識に関する政策としては、ナチズムと共産主義体制の犯罪の調査を目的として 1998 年に設立された「国民記憶院」(IPN) が挙げられる。吉岡潤「ポーランド: 国民記憶院」橋本伸也編『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題: ナチズムと社会主義の過去をめぐる』ミネルヴァ書房、2017 年、55-67 頁。

党となり歴史政策の見直しも行われたが、2015年には「法と正義」が政権に返り咲くと再度保守的な歴史観が政策に反映されることになった<sup>(138)</sup>。このようなポーランド国内の事情もあり、EUレベルでの汎欧州の歴史観に中東欧諸国の歴史観を組み込んでいこうとする強い意志と結束力がECR会派内で存在しており、本決議の作成・審議過程でECR会派が一定の影響力を保持する上での基盤となったと考えられる。

本決議の採択過程において中道右派のEPP会派と保守派のECR会派が共闘し、本決議の内容に自らの政治会派の主張の大部分を反映させることに成功したことは、欧州議会における欧州の記憶の政治に関する議論において、EUレベルの欧州の歴史観に中東欧の歴史観をより強固に織り込み、ナチズムとスターリン主義という二つの全体主義の歴史的責任をより強く問う方向へと議論の枠組が再編されていったことを示していると考えられる。

## おわりに

本稿では、EUにおける記憶の政治に関する政治的意思決定過程において、欧州議会が2019年9月に採択した決議を事例として、本件の審議過程に欧州議会における如何なる政治勢力が、どのような議員の主導によって影響力を行使しようとしたのかを分析した。本決議過程に重要な影響を及ぼしたのは議会最大勢力で中道右派のEPP会派と保守派のECR会派であり、その中でも特に、中東欧諸国出身で歴史認識に関係する分野で重役を担った経験のある「記憶の起業家」と見做すことのできるEPP会派及びECR会派所属議員が重要な役割を担っていた。本研究はそのEPP会派の中でも、リトアニア出身のJuknevičienė議員が本決議過程を主導したことを明らかにした。その背後には、同議員個人のソ連共産主義による抑圧の経験に加えて、中東欧諸国の歴史認識をEUレベルで主張する欧州議会議員、特に長年欧州議会において記憶の政治の分野で主導的な役割を果たしていたEPP会派所属でエストニア出身のKelam元議員との連携が影響していたことが判明した。

会派レベルでは、議会第六勢力で保守派のECR会派は、政治的価値観が比較的近い議会最大勢力で中道右派のEPP会派と協力することで共産主義体制批判や対ロシア批判の交渉で影響力行使を目指す戦略に成功したと言える。EPP会派側としても本件に関しては立場が近いECR会派と協力することに抵抗は少なかったと考えられる。

2019年決議過程が2009年決議過程と大きく異なる点は、中道左派で議会第二の規模を誇るS&D会派所属の「記憶の起業家」の本決議過程への関与が弱く、最終決議案にもS&D会派作成の決議案の内容が殆ど反映されていなかった点、そして、その代わりに保守派のECR会派所属の「記憶の起業家」の関与が強く、最終決議案にもECR会派作成の決議案の内容が色濃く反映されていた点である。つまり、2019年決議への中道左派のS&D会派の関

138 2005年、ポーランドで保守的な歴史観を持つ「法と正義 (PiS)」が政権を握ると、同政権は政策として「歴史政策」と呼ばれる攻勢を仕掛け、IPNもより保守的で反共産主義的な歴史観に傾倒していく(吉岡「ポーランド」第4節)。2016年には共産主義又はその他の全体主義制度の推進の禁止に関する法案が採択されている。Uladzislau Belavusau, Aleksandra Gliszczyńska-Grabias and Maria Mälksoo, “Memory Laws and Memory Wars in Poland, Russia and Ukraine,” *Jahrbuch des öffentlichen Rechts (JöR)* 69, no.1 (2021), pp. 95–116.

与が弱まった一方で、中道右派の EPP 会派と保守派の ECR 会派の協力が成立したことで、これまでの関連決議よりも一歩踏み込んだ反ロシア的な内容を含む決議案が本会議で採択されたということである。他方、中道右派である EPP 会派が決議過程を主導した点は 2019 年決議と 2009 年決議で同じであった。

なお、上記にも関係するが、2009 年から 2019 年までの欧州議会の政治的潮流の変化が本決議の採択過程に与えた影響に関しては、2009 年決議が採択された第 6 会期末と比べて 2019 年決議が採択された第 9 会期初めでは、それまで議会内で過半数を占めていた中道右派の EPP 会派と中道左派 S&D 会派の議席数が両者を合わせても過半数以下の状況であり、両政治会派は依然として二大政治会派ではあるもののその影響力は弱まっていた。これら政治勢力が法案を通過させる為には他会派との協力が必要不可欠であり、そのことが今回の欧州の記憶の政治の案件に関しては比較的立場の近い EPP 会派と ECR 会派の協力を促したことは確かであろう。2019 年の欧州議会において、中道左派の S&D 会派勢力が若干弱まったことを受け、中道右派の EPP 会派の中でも記憶の政治案件に熱心な一部議員が積極的に活動し保守派の ECR 会派への働きかけを成就させたことが、共産主義とナチズムの同列化及び強固な対露批判という 2009 年決議よりも一歩踏み込んだ内容の決議の採択に貢献したと考えられる。

EU 共通の歴史認識に現在のロシア政治情勢とその批判を関連づけたことは、安全保障の観点からロシアを脅威と認識する中東欧諸国からすれば政治的な成功であろう。無論、本決議の採択は中東欧諸国の安全保障体制強化に直接影響するものではない。その一方で、Juknevičienė 議員は、ロシアの歴史修正主義や非民主主義的な政治体制、EU 加盟国への攻撃的な外交政策をそれまでの決議には見られない強さで批判した本決議が採択されたという点において、ロシアに対する EU の結束を示す意義があったと述べている<sup>(139)</sup>。

本稿が明らかにした 2019 年決議の政治的過程において Juknevičienė 議員が果たした主導的役割や彼女の行動を後押しした Kelam 元議員の役割、本決議案の策定・議論過程に関与した「記憶の起業家」の多くが所属する EPP・ECR 会派間の協力関係形成の詳細は、先行研究が解明しきれていない部分を明らかにしている。一方で、本稿では「記憶の起業家」の議員の出身国での所属政党や政府の本件に対する影響力や 2014 年の所謂ウクライナ危機を契機とする国際情勢の変化に伴い、そもそも欧州議会議員全般の対露認識がより厳しくなっていた可能性については分析対象とはしなかった。前者の関連で留意すべき点として、ポーランドの PiS 自体が記憶の政治を政治動員の道具として用いてきた経緯があり、PiS として重要視していた政策を PiS 出身で ECR 会派のポーランド議員が欧州議会の場においても推し進めた可能性がある。これら二点は今後の研究課題とする。

---

139 Juknevičienė 議員に対するインタビュー。

# Politics of European Historical Remembrance: A Case Analysis of the 2019 European Parliament Resolution

FUKUHARA Yusaku

The European Parliament adopted the resolution ‘Importance of European Remembrance for the future of Europe’ (EP 2019/2557(RSP)) by a majority vote on 19 September 2019. The European Union’s (EU) perception of European history after World War II has been constructed based on the historical perspective of Western European countries regarding Nazi crimes and the victory over fascism. However, with the EU’s eastward enlargement, this narrative has been gradually changed with the incorporation of the historical experiences of Central and Eastern European countries (CEECs). As a result, the EU’s recent historical narrative has also incorporated accusations of crimes committed by the Soviet Union. This study analyses recent EP resolutions on common European historical narratives in this context.

Although the European Parliament has discussed a common European historical memory and understanding on several occasions, the 2019 resolution has a distinctive feature not seen in previous resolutions: harsh criticism of the current Russian government for engaging in the distortion of history and hybrid warfare through means such as the spread of disinformation. In other words, the resolution’s criticism of Russia extends beyond the EU’s (re)construction of historical perceptions and in this sense was adopted for political purposes. However, this raises the question of the dynamics behind the scenes, for to understand recent developments in the politics of European memory, it is important to analyse the political dynamics in the European Parliament.

Previous research has focused on the role of ‘memory entrepreneurs’ who have actively exercised their influence to reconcile different historical memories between Western European countries and CEECs. These scholars have pointed out that some Members of the European Parliament (MEPs) from CEECs have used their influence to incorporate narratives of the criminalisation of communism into the EU’s common view of historical memory during the construction of a common European history. However, the last resolution discussing the common European memory was adopted by the European Parliament in 2009, and no equivalent official documents have since been discussed by the European Parliament. Although the 2019 resolution was the latest official document from the European Parliament discussing a common European history, there have been only limited attempts by scholars to analyse the relationship between political dynamics and changes in the current European Parliament and severe criticism of the current Russian government on its internal and external policies as well as the equivalence of Nazism and Stalinism.

This study analyses the 2019 resolution as an example of one of the most comprehensive outcomes of the EU’s discussion of memory politics by examining plenary discussions and draft resolutions written by various European political party groups, as well as roll-call votes, focusing on the activities of ‘memory entrepreneurs’. Special attention is paid to the fact that some MEPs from CEECs played a crucial role in incorporating discourses on the

criminalisation of communism and criticism of the current Russian regime into the EU's common historical memory.

This study elucidates how the 2019 resolution was formulated by focusing on the political process of the adoption of the resolution, as well as the activities of MEPs who were actively engaged in the process. This study finds that the Lithuanian MEP Rasa Juknevičienė, an influential memory entrepreneur, led the resolution process on behalf of the European People's Party (EPP) group. In addition, this study sheds light on the influence of a prominent retired political figure, MEP Tunne Kelam from Estonia and the EPP Group, who was also an influential memory entrepreneur, on the political process of the 2019 resolution debate. Simultaneously, the European Conservatives and Reformists (ECR) group, led by several memory entrepreneurs from CEECs, successfully implemented a strategy of integrating the criminalisation of communism and the condemnation of the current Russian government into the common European historical discourse. They achieved this political goal by effectively utilising the European Parliament's procedures and cooperating closely with the largest political group, the EPP. The success of the 'memory entrepreneurs' from the CEECs is also the result of continued attempt by some centre-right and conservative 'memory entrepreneur' MEPs from CEECs to reconstruct the framework of common European history at the European political level.